

平成24年12月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成24年12月11日(火) 午前8時59分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 7号 愛荘町職員の互助会に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 8号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 9号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第74号 愛荘町行政財産使用料条例の制定について
- 日程第 9 議案第75号 愛荘町暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第76号 愛荘町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第77号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第78号 愛荘町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第79号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第14 議案第80号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第15 議案第81号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第16 議案第82号 滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 日程第17 議案第83号 滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協

議につき議会の議決を求めることについて

日程第18 議案第84号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)

日程第19 議案第85号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第20 議案第86号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20

出席議員(16名)

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡ゑみ子君	12番 瀧すみ江君
13番 森隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己保君	16番 本田秀樹君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村西俊雄君	副町長	宇野一雄君
教育長	藤野智誠君	理事	細江新市君
会計管理者	西川都々子君	まちづくり推進室主監	林定信君
総務主監	福田俊男君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	辻善嗣君	住民福祉主監	杉本幸雄君
農林建設主監	山田清孝君	教育次長	村西作雄君
教育主監	國領順子君	総務課長	小杉善範君
環境対策課長	飯島滋夫君	住民課長	中村治史君
福祉課長	岡部得晴君	人権政策課長	楠神英司君

子ども支援課長	川村節子君	農林振興課長	北川元洋君
建設・下水道課長	中村喜久夫君	教育振興課長	青木清司君
給食センター所長	満島徳男君	商工観光課	廣瀬 猛

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田幸子 書記 小泉周子

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さんでございませう。

師走に入り、せわしい日々が続きます。日が経つのは早いもので、今年最後の定例会となりました。皆さんのご協力のもと議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成24年12月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（本田秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、西澤久仁雄君、10番、小杉和子君を指名します。

◎会期の決定

○議長（本田秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月25日までの15日間にした
いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月25日
までの15日間に決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（本田秀樹君） 日程第3 町長提案趣旨説明。町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 本日ここに、平成24年12月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわりませず早朝よりご出席賜り、厚く御礼申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、11月下旬にNHKホールで恒例の全国町村長大会が行われました。町村合併が促進され、かつて3,200を超えていた市町村は現在、町村が931、市は788、合わせて1,719市町村となりました。それでもまだ市より町村の方が多く状況であります。

町村は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全など極めて大きな役割を果たしてきました。これらも自主的・自立的に地域特性や資源を活かし、個性あふれる多様な地域づくりに邁進することを決意するとともに、次のことを決議いたしました。

主なものだけを紹介させていただきますと、真の地方分権を強力に推進すること。地方交付税を堅持すること。地方経済の崩壊を招くTPPに参加しないこと。あわせて、基礎自治体の再編を招き小規模町村潰しにつながる道州制の導入に反対することを特別決議として採択されたところでございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案について、ご説明を申し上げます。

条例改正の専決処分承認案件2件、平成24年度愛荘町一般会計補正予算の専決処分承認案件1件、条例制定ならびに条例改正議決案件5件、地方自治法の規定に基づく議決案件5件、平成24年度愛荘町一般会計補正予算ならびに国民健康保険事業特別会計補正予算・下水道事業特別会計補正予算の予算案件は3件でございます。合計16案件をご提案させていただきました。

それでは、提案案件の概要を説明させていただきます。

まず、改正条例の専決処分承認案件2件につきましては、いずれも県下の各市町村で組織している財団法人 滋賀県市町村職員互助会の名称の変更が行われたため、関係条例の一部改正について10月1日付けで専決処分させていただきましたものの承

認をお願いするものであります。

次に、平成24年度一般会計の補正予算専決処分承認案件につきましては、現在行われております衆議院議員選挙にかかる費用について、11月16日に専決処分いたしましたので承認をお願いするものであります。

条例制定ならびに改正条例議決案件5件につきましては、説明をさせていただきます。

議案第74号 愛荘町行政財産使用料条例の制定につきましては、行政財産の使用料について、これまで要綱で定めていたものを条例で定めるため、新たに制定について議決をお願いするものであります。

次に議案第75号 愛荘町暴力団排除条例の一部を改正する条例については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、また議案第76号 愛荘町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものであります。

次に議案第77号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、著しく増嵩する医療費に対処し、愛荘町国民健康医療制度の維持を図るため、町国民健康保険運営協議会の答申どおり、平均13.7%の引き上げをお願いしようとするものであります。これまで一般会計から約1億円の補てんで保険税を抑え、1人当たりの税額は県下19市町中18位でした。今般、一般会計からの補てんはある程度継続しながら引き上げをさせていただき、税率につきましては固定資産割合を引き下げ、所得割合を引き上げるといふことでさせていただいたところでございます。

次に議案第78号 愛荘町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、下水道法の一部改正に伴い条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に議案第79号ならびに第80号の滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更につきましては、規約の一部を変更することについて議決をお願いするものでございます。

次に議案第81号から第83号につきましては、滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う規約の変更、財産処分について議決をお願いするものでございます。

次に、補正予算案3件についてでございます。まず議案第84号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ3,554万2,000円を減額し、総額を85億7,240万5,000円をお願いするものであります。その主な内容といたしましては、住宅用太陽光発電補助金について、申請が殺到し予算

不足となったため、新たに 25 件分 (300 万円) の増額をお願いし、今年度は総件数 115 件となったところでございます。

また、学校などの教育施設における子どもたちの安全を図るため、防犯カメラを設置するための設計費を計上させていただきました。

次に議案第 85 号 平成 24 年度国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ 4,100 万円を追加し、総額を 17 億 2,940 万円をお願いするものであります。

次に議案第 86 号 平成 24 年度下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ 3,818 万 8,000 円を追加し、総額を 12 億 4,358 万 8,000 円をお願いするものであります。

以上、平成 24 年 12 月 2 日愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長 (本田秀樹君) 日程第 3 一般質問を行います。順次、発言を許します。

◇ 西澤久仁雄君

○議長 (本田秀樹君) 9 番、西澤久仁雄君。

[9 番 西澤久仁雄君登壇]

○9 番 (西澤久仁雄君) 9 番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず第 1 点目に、国道 8 号中宿交差点 (通学路) についてお伺いいたします。

国道 8 号中宿交差点の北方行は両方に歩道が設けられていますが、南方行は片方しか歩道がありません。北方行と同様に両側に歩道の設置ができないか、国道事務所に要望されていると思いますが、早急な対応が必要と思います。教育委員会・農林建設課にお伺いいたします。

この交差点は、西側にセブンイレブン中宿店の駐車場があり、国道と町道との出入りが簡単で、自動車運転手のマナーの問題で大変危険な箇所であります。先日も信号が赤で停止していると、後ろから来た車がセブンイレブンの駐車場に入り、町道から国道に出る車がありましたので、町道の改良と側溝の確保ができないか。また、この交差点は愛知川小学校の通学路になっており、毎日 30 名ほどの児童が通学しており

ます。国道に縁石を設けて歩道を確保するか、暫定的にガードパイプの設置ができないか。また、校長先生はじめ保護者の方が校区で一番危険な箇所であるから毎日心配しているとのこと。早急な安全対策をお願いしたいと思います。

今年4月23日、亀岡市の府道で集団登校中の児童ら10人が無免許運転の軽乗用車にはねられ、児童2人と妊娠中の保護者の計3人が死亡し、児童7人が重軽傷を追われた大変痛ましい事故がありました。国土交通省の調査によりますと、全国の国道と都道府県道で通学路に指定されている4万4,152kmのうち30%、1万3,103kmは歩道が全く設置されていない。規定未滿に狭い道路の簡易整備も5,370kmと12%で、未整備と合わせると安全対策が不十分な通学路は4割を超えると発表されました。

そこで、愛荘町が通学路に指定している全通学路の安全対策は十分であるか、お伺いいたします。歩道が確保されている通学路（簡易整備含む）は何パーセント整備されているか、お伺いいたします。

まず、①町道の改良と側溝の確保ができないか。②国道に10m程度の縁石を設けて歩道の確保か、暫定的にガードパイプの設置ができないか。③歩道が確保されている通学路（簡易整備も含む）は何パーセントか。④今後の安全対策をどのように進めるのか。お伺いいたします。

次、第2にグラウンド・ゴルフ場についてお伺いいたします。

川久保地先の運動公園予定地にグラウンド・ゴルフ場を計画されていましたが、いつ頃でき上がるのかお伺いいたします。最近ではゲートボール人口よりグラウンド・ゴルフをする人が多く、各自治会でも活発な練習をされていますが、グラウンド・ゴルフ場は広い面積が必要であります。愛知川河川敷は多目的広場であり、宇曾川グラウンド・ゴルフ場は17ホールからは離れたところにあり、1か所でのゲームを望まれております。

設計でのことですが、急激な気候の変化を考えて、避難場所とトイレ等を考えているか。また、完成年度まで具体的にいつか、回答を求めます。

グラウンド・ゴルフは運動不足の解消はもとより、生活習慣病の予防に効果があると言われております。さらに、頭を使うスポーツで、無意識のうちに脳と筋肉の連携が高まるとともに、多人数でプレーするので自然に仲間同士のコミュニケーションも培われるとされています。また、町として年1回秋にグラウンド・ゴルフ大会を開催されていますが、今後大会を増やす考えがあるのか、お伺いいたします。

①完成年度はいつ頃になるのか。②グラウンド・ゴルフ場をつくれるのであれば、何ホールを考えておられるのか。③避難場所・トイレ等を考えているのか。④大会を増やす考えはあるのか。以上4点、お伺いします。これで一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 理事。

〔理事 細江新市君登壇〕

○理事（細江新市君） それでは、西澤議員のご質問のうちグラウンド・ゴルフ場の整備計画につきましてお答えをさせていただきます。

川久保地先の町有地であります。給食センターとアーチェリー場やテニスコートなどの多目的グラウンド、それと調整池を除いた関電鉄塔下の未整備地、約1万㎡の公園予定地の整備計画について説明させていただきます。

まず、平成22年8月23日の全員協議会で県立アーチェリー場の移設・移管について報告を致しました際の計画図面では、当該地については駐車場・テニスコートとグラウンド・ゴルフ場とした計画図面を示させていただきました。

その後、平成23年2月18日の全員協議会において、当該地は（仮称）東部公園整備事業として国の社会資本整備総合交付金を活用させていただき、平成25年度から設計に入り、26年度から28年度までの整備計画としております。

現段階では公園として位置づけでありまして、皆さんが自由に利用いただける憩いの場とする芝生広場、グラウンド・ゴルフ場、駐車場、東屋などが考えられますが、土地利用の詳細計画につきましては、これから検討することになっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 上林忠恭君登壇〕

○生涯学習課長（上林忠恭君） 西澤議員のご質問のうち4点目の「町として年1回秋にグラウンド・ゴルフ大会を開催されているが、今後大会を増やす考えがあるか」について、お答えいたします。

グラウンド・ゴルフ場は足腰に負担が少ないため、運動不足の解消と生活習慣病の予防にプレーされる方が多くございます。平成23年度の宇曾川グラウンド・ゴルフ場の利用も、月平均26件、年間延べ5,490人の利用があり、今年度もほぼ同数の数値で利用されています。

今年度は町と指定管理者共催のグラウンド・ゴルフ大会を11月3日に開催し、24

チーム・142 人の方の参加をいただきました。さらに来年3月に指定管理者主催のグラウンド・ゴルフ大会を計画しております。町では今後も指定管理者・体育協会と協議し、年2回の大会を実施していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

[建設・下水道課長 中村喜久夫君登壇]

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） 国道8号の歩道設置につきましては、現在工事中でありますので、早急に全線完了するように引き続き国道事務所に要望し、通行者の安全確保を図っていきます。

1点目のご質問のありました「町道の改良と側溝の確保につきましては、国道の交差部分のコンビニ側の町道中宿・川原線に水路があります。この水路は公図上は法定外公共物ではありませんが、町道の工事で道路側溝として設置したものとされます。現状の水路は埋まっていますので、埋まった経緯などを調査し、復旧するように努めます。ただ、復旧には国道との関連があるため、調整をしていきたいと考えます。

2点目の「国道の縁石設置や暫定的なガードパイプの設置」につきましては、1点目の町道との交差点部分のコンビニ前には歩道計画はあるものの、今は国道との間に安全策がなく、国道の路肩部分が広がっていることから、縁石などの安全対策が必要と考えます。国道事務所には従前から安全対策を講じていただくように要望しております。また、コンビニに協議をしましたところ、経営者も大変危険であることを認識されており、安全対策を検討すると聞いておりますが、具体的な対策方法や時期については未定であるため、再度協議を進めていきたいと考えます。

この区間は、コンビニの営業の問題や所有者の承諾、国道の歩道の整備方針等の協議が必要ですから、継続して検討をしていきたいと思っております。

4点目の「今後の交通安全対策について」ですが、通学路の緊急合同点検をもとに、地元自治会や警察・学校などの関係者と連携を図りながら、グリーンベルトの設置やガードレールの設置などの対策を講じていき、歩行者の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

また、総合計画に載っております「人にやさしい交通体系の整備」について、自転車や歩行者など誰もが安心して利用できる道路環境の整備、交通安全対策の強化など、「人に優しい交通体系」を築いてまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

きます。

○議長（本田秀樹君） 教育振興課長。

○教育振興課長（青木清司君） それでは、西澤議員ご質問のうち通学路の安全対策の「本町通学路における歩道の設置率について」のご質問でございますが、国土交通省は、全国の通学指定区間のうち「歩行者交通量 40 人、自動車交通量 1,000 台」の基準に該当する、交通安全上の観点から特に歩道整備が必要な区間で歩道が全く整備されていない「未整備」が 30%、路側帯をカラー舗装しただけの「簡易整備」が 12%と、今年の 10 月に発表をいたしました。

本町では、通学路の総延長距離を測定した数値については把握しておりません。各小学校から提出をされました通学路地図から計測いたしますと、概ね 37%の歩道の設置率となりました。

簡易整備につきましては、道路管理者と協議しながら、ただいまグリーンベルトの設置をいただいているところでございます。

次に、今後の安全対策についてのご質問ですが、本年 6 月中旬から警察署・道路管理者・町教育委員会で点検・検証を行い、改善を行ってまいりました。

その具体的な対応といたしましては、不審者の出現箇所については、注意を促すため警察・自主防犯パトロール車（通称 青パト）巡回による純展地域の見守りをお願いいたしております。学校支援本部を通じた老人会の見守り活動や地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業におけるスクールガードリーダーを中心に、引き続きご協力いただける体制を整備し、学区全体で安全確保に取り組むこととしております。

学校においては、子どもの安全を確保するため、教職員による校内整備体制を確立するとともに、PTA等と連携し、地域の実情に応じた安全な通学路の確保に努めます。

主要通学路の通学環境については、実情に応じ歩道の改善整備、グリーンベルトの設置、交通安全施設・防犯灯の整備など危険箇所の確認に努めていきます。

通学路の安全確保につきましては、引き続きそれぞれの分野において計画的な対策を講じるため、関係機関と連携・協議等を行いながら、改善できるものから優先順位を見極め検討を進めてまいりたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 9 番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄。今回答いただきました中で、再質問を行いたいと思います。

まずグラウンド・ゴルフ場について、「これから検討することになっております」という答弁でしたが、一番初めの理事にも回答していただきましたように、図面を、グラウンド・ゴルフ場というものをいただいた時に、私は各会合等で議会報告をさせていただいた時に、それを町民の皆さんに所々で見せておりましたので、「グラウンド・ゴルフ場はどうなっているのか」という質問があったので、私がここで一般質問をした経緯がございますので、これは今後でなくて、あの図面はそれなら何であったのかということをもまず答弁をいただきたいと思います。

それから、中宿の交差点の件でございますが、なるほど、中宿・川原線の水路、ここは個人が埋め立てておられるのです。というのは、4日の日に一度お話しさせていただいて、その帰りに地主さんのところへ寄ってお話しさせていただいて、そして、危険のこともお話しさせていただきました。そうしたら、その地主さんも「そうですね」と、これは自分が埋めたのだという答弁をいただいたので、そこも危険ということもご承知ですので、「何とか考えなあかんあ」というようなことでしたので、その件も役場の当事者が、既設があったのを埋めておかれるので、国交省との交渉の問題ではないと考えますが、この点はいかがか、お伺いしたいと思います。

それから、学校の安全対策についてはいろいろと今ご答弁いただきまして、いろいろとご苦労されているということもわかりましたけれど、この前、全員協議会で危険箇所の発表もしていただきまして、しかし、もう少し丁寧な見回り、関係者が足で歩いて、ここが通学路であるという認識をしていただきたい。

と言いますのも、いろいろと私も歩いていますと、ここが通学路かと首を傾げるところがありますが、今後、「校区、校区」と言わないで学校の担当者が地道に足で歩いて確認をしていただきたい。それをお尋ねして終わります。

○議長（本田秀樹君） 理事。

○理事（細江新市君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただきましたように、平成22年8月の全員協議会で皆さん方に川久保地先の土地利用の概要図を示させていただきました。その概要図でありますけれども、あの時にはインターチェンジの支障物件となりますアーチェリー場の移設ということで、アーチェリー場をどこに置くかということについての概略図面を示

させていただきました。今のところにアーチェリー場を移設していこうと。

その反対側、今焦点になっている当該地でありますけれども、鉄塔下の反対側です。その所につきましては、テニスコートとグラウンド・ゴルフ場の図面が書いてあったと思いますけれども、現状ではそのテニスコートも多目的広場ということで、アーチェリー場、ご承知のようにテニスコートも一体的に整備をさせていただきましたので、あの時に示させていただいたのが概略の土地利用計画図というようなことでご認識をいただきたいなど。テニスコートも今の多目的の方に移りましたので、もう一度そちらの方は整備をどうしていくかということについては、これから検討をしていただきたいというふうに思っております。

内部協議もこれからさせていただくというふうになってございます。議員のご質問にありましたようなことも踏まえながら、今後検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

先ほど答弁させていただきましたように、誰もが利用していただけるというようなことで申し上げました。今年度、総合計画の見直しをさせていただきまして、いろいろな住民の方から意見をいただいております。いろいろな遊具があるのもいいけれども、やはり子どもが伸び伸びと遊べる、そういう広い公園がほしい、そういうような要望が非常にたくさん出ております。そういう関係で芝生広場も一緒に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 農林建設主監。

○農林建設主監（山田清孝君） 町道の水路の関係で、現地を確認させていただいてご答弁申し上げたわけでございますけれども、議員ご指摘のとおり地主の方がそういった行為をしたということでございますので、さらに地主の方とお出合いさせていただいて、この復旧に努めていきたいと考えます。よろしく願いします。

○議長（本田秀樹君） 教育振興課長。

○教育振興課長（青木清司君） 学校の安全対策につきましては、6月に実施いたしました通学路の安全点検を引き続いて実施、継続して実施できるようにしてまいりたいと思えます。

そしてまた、学校・地域それぞれ関係者・教育者が現地に出向いて確認をするというようなことで今後も進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

◇ 伊谷正昭君

○議長（本田秀樹君） 1 番、伊谷正昭君。

〔1 番 伊谷正昭君登壇〕

○1 番（伊谷正昭君） 1 番、伊谷です。一般質問をさせていただきます。

我が国の人口構造は、この 20～30 年間で間違いなく高齢者が増加し、世界に例のない超高齢社会を迎えます。我がまち愛荘町も例外ではなく、今後をどのように取り組んでいくか、大きな住民的な課題と言えます。とりわけ今後の後期高齢者の増加を考えると、年老いても住み慣れた地域で、できる限り活動していただくことをめざすとともに、たとえ弱っても地域で安心した生活のできるよう、医療と福祉が一体として生活を支え合える医療福祉の仕組みを確立することが急務と考えます。

医療福祉を守り育て安心の地ということで、保健センターが中心になって医療福祉の提供者側と住民との橋渡しなど、医療福祉体制を構築し、住み慣れた地域で最期までその人らしい生活を支えるため、保健・医療・福祉の連携を図りながら、在宅医療を推進することが必要になってくるわけです。

今後に向けて、保健・医療・福祉が従来の垣根を取り払い、一体として生活を支える保健・医療・福祉という新しい考え方を示し、このことを進める要は、①生活を支える保健・医療・福祉の考え方を共有すること。②それぞれの特性と課題にアプローチをして、保健・医療・福祉の実現のビジョンづくりに取り組むこと。③サービスの提供者側も受給者である住民も、ともに保健・医療・福祉を守り育てる姿勢で取り組みの場に参加することであると考えられるわけであります。

このように、保健・医療・福祉の連携の必要性が叫ばれて久しいわけでありますが、少子高齢化の進行が著しい現況の中で考えるとき、従来の縦割り行政から脱皮していくことが求められるわけです。こうして積極的に対応することが、保健・医療・福祉の連携は行政の組織の体制を整えるだけではなく、それぞれの事業そのものが一体的に展開することにより利便性が高まり、総合的な支援が受けられるなど、住民サービスの向上ということだと考えます。

そこで、町は保健・医療・福祉の連携を強化するため、同じ場所（敷地）内に（仮称）福祉保健センターのような機構を設置する考えはあるのか。また、保健・医療・福祉の連携方策、介護予防から健康増進、生きがい、仲間づくり、生涯学習などの行

政へのシフト、支援の考え方について尋ねます。

現況の保健・医療・福祉に関連する担当課の連携を強めるための実現に向けた具体的な構想があれば、示していただきたい。また、高齢化率がピークになる 10 年後の人口推移とこれに対応した継続性ある計画策定についての考え方をお尋ねします。

つぎに、愛荘町のこれからの高齢者施策について尋ねます。高齢化社会と言われて久しいわけですが、愛荘町においても超高齢化が目前に迫ってきております。1 人暮らしの高齢者、昼間独居、高齢者のみの世帯などの増加が見込まれ、高齢者を取り巻く環境はライフスタイルの多様化に伴い核家族化、地域コミュニティの崩壊等、厳しい状況に置かれている世帯が少なくありません。また、長寿化で認知症高齢者増加の予想もされ、高齢者および家族の事情に即した多様なサービスが必要になってきます。

1 点目は、地域福祉計画について質問します。「計画の進捗状況、社会情勢やニーズの変化などに的確に対応するため、途中年度においても必要に応じ見直しを行う」とありますが、今年度の見直しについてお尋ねをします。

地域の人々が自らの地域課題に密着し、課題解決に向けた取り組みに至るかは、これからの進め方にかかっていると思います。組織代表者やサービス提供者側が参画して、とおり一遍の計画策定をするのではなく、当事者の参加、またはその声をいかに吸い上げて課題化していくのがポイントであると考えます。地域ごとの総合福祉計画は、計画策定にかかわる過程がとても重要であると考えます。住民が自ら策定できるようにするフォローアップするのが町行政の仕事であると考えますが、町の見解を求めるところであります。

また、町が保管する要援護者リストを具体的にどのように活用するのか。災害時にはどんな手順で扱われるのか。有機的な活用方法とルールをどのように検討されているのか。

2 点目につきましては、災害時の援護を必要とする高齢者への対応について質問をします。災害時要援護者避難支援制度がありますが、その中で安否確認、避難度体制について実効性が不十分で、特に避難誘導體制については未整備の**状態**という具合に思われますが、身近な地域での近所でいざという時に援護が必要な人につきましては日頃から把握できていることが望ましいわけですが、隣の人の顔さえわからぬこともまれでないこのご時世でもありますし、寝たきりの高齢者の場合、人目に触れることがありませんし、民生委員にすべてを託されることも無理な話であると考えます。誰

が誰に情報の提供を行い、安否確認を行うのか。また、避難場所へどのように誘導するのか。さらに、マップ作成の計画があるのですかということでもあります。関係機関の間の情報共有の方法はどのようになっているのですかということでもあります。

3点目につきましては、在宅介護の体制づくりについてお尋ねをします。高齢者、とりわけ75歳以上の高齢者の場合、昨日まで元気でも突然の怪我や病気で想定外の状態に陥る事があります。昨年まで元気に自力で歩行ができていた人が寝たきりになってしまうケースがあります。たとえ元気でも認知症が進行し、徘徊で家族が一時も目を離せない場合もあります。介護者家族が働いていたり、子どもが1人で親を介護したり、あるいは老老介護、独居の場合などはたちまち途方に暮れてしまうわけです。

高齢者の尊厳を護り、家族の思いに叶った介護ができるような介護プランを作成するのがケアマネジャーであります。しかし、ケアプランを作成するケアマネジャーの経験や情報収集量・資質によって、当事者や家族の負担は随分違ってくるわけです。ケアマネジャーの育成について行政はどのように関与していくのか。

また、医療ケアが必要な重度化した場合は、在宅生活の維持や施設入所が困難となり、費用面も併せて介護者家族に負担が重くのしかかってきます。怪我や病気で入院した場合、病院は入院して間もないうちに退院後の身の振り方を家族に求めてきます。施設入所の場合、予約に数か月かかるために重篤な介護者の家族は気持ちの整理ができない状態であります。複数の施設入所の申し込みを勧められ、在宅ケアの体制構築や施設の充実は大きな課題であります。このようなことは一部の出来事でもありますし、施設に入れば介護保険の適用で町の支出も増え、療養型病院への入院は家族の負担が非常に重く、経済的ゆとりのない人は入院もできません。

これからますます重度の高齢者に必要になってくる訪問介護サービスについて、在宅介護の再検討をどのように考えておられるのか。以上3点について答弁を求めるところであります。以上、質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 伊谷議員のご質問のうち、保健・医療・福祉の連携についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、来たるべき超高齢社会では、物理的・必然的に在宅医療・在宅看

護が必要となるとともに、人生の最期を家族や地域の人たちに温かく見守られながら自宅で迎えたいと思っている人が、アンケートでは約半数にのぼっております。

今、各地で在宅医療・福祉についてフォーラムやシンポジウム・研修会が開催されています。私もできるだけ参加いたしておりますが、先般もある会場で、議員もご出席をされておられまして、敬意を表する次第であります。

そこで、保健・医療・福祉の連携を強化するため、庁内機構を1か所でのご提案にお答えをいたします。今課題の在宅医療は、言葉で言うほど簡単なことではなく、安心して在宅で医療・福祉サービスを受けられるためには、医師をはじめ看護師・薬剤師・保健師・栄養士・ケアマネジャーなどの介護サービス事業者、民生委員、そして家族や地域のひとなど、相当幅広い人たちの協力体制が必要になります。そのため、支える機関といたしましても、往診をいただくための診療所、病院、薬局、訪問看護ステーションあるいは居宅介護事業所、老人福祉施設、救急対応の消防署、社会福祉協議会、そして行政、まさに地域を連携したネットワーク、地域包括ケアの体制が必要になります。これを一言で表しますと、「地域の医療福祉連携」といった概念になってきたものと理解をいたしております。

このように地域の持てる人的資源や関係機関の総力を結集する必要があり、1か所に集約して進めることは困難で、行政はコーディネート役を果たすことと認識をいたしております。

町の組織といたしましては、平成22年10月に福祉保健分野の機構改革を大幅に改革し、高齢・障がい者福祉を充実するための「福祉課」・「地域包括ケアセンター」、子育て支援を充実させる「子ども支援課」、妊娠期から生涯にわたる健康づくりを推進する「健康推進課」を設置し、各機関の役割を明確化しつつ、分庁方式の中で地域のそれぞれ特性とニーズに合わせ、対象者の課題に応じて柔軟に連携をしているところであります。

また、介護予防や健康増進、生きがい、仲間づくり、生涯学習などについても、すべて行政でできるものでなく、医療福祉と同様、地域の力とネットワークで取り組むことが重要と考え、関係者と協力して進めてまいり所存であります。

つぎに、実現に向けての計画であります。24年3月に高齢者保健福祉計画を策定し、保健・医療・福祉の連携のもと高齢者の健康維持を目的とした一体的なサービスの提供をめざしているところであります。この計画は、合併時に10年後（平成2

7年)の高齢者介護の姿を念頭に置いて策定したもので、今回の計画は目標に至る最終段階の計画として位置づけております。さらに10年後のこの地域で安心していきいきと暮らせる必要な施策について、広域ネットワークで「湖東圏域医療福祉ビジョン」を策定したところであります。

今後ますます地域の主要な課題となってきました地域医療福祉を、あらゆる人材とネットワークで構築してまいりたいと考えております。

○議長(本田秀樹君) 住民福祉主監。
〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監(杉本幸雄君) 高齢者施策についてのご質問のうち「地域福祉計画・在宅介護体制」のご質問にご答弁申し上げます。

まず地域福祉計画についてであります。愛荘町地域福祉計画は、平成20年度に16歳以上の住民1,600人と中学2年生を対象にアンケートを実施し、翌年度にその結果をもとに専門機関や団体の代表者によってご審議をいただき、パブリックコメントを実施し、平成22年度から26年度までの5カ年計画として策定をいたしております。

ご質問の計画見直しにつきましては、進行管理を行う必要があります。そのため来年度アンケート調査を実施して、進捗状況を把握する予定をいたしております。本年度においては見直しの予定はございません。

続きまして、「計画策定にかかわる過程がとても重要であり、住民が自ら策定できるようフォローアップするのが町行政の仕事であると考えているについて」であります。次回策定にあたっては、社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定時に把握されました各自治会における課題等を、アンケート調査とともに策定の検討材料としていきたいと考えております。

現在、町では災害時要援護者の登録制度を実施しておりまして、区長・総代会に置いて自治会単位での説明会開催をお願い申し上げ、民生委員児童委員の定例会におきましても、対象となられる方の登録の呼びかけをお願いしております。登録された方には、支援していただける人がおられ、地域の「共助」が浸透していると思われま。登録していただきますと、避難準備情報を発令した段階で支援者を含む方々に連絡するなど、早期の避難支援が実施できるとともに、特別な支援物資や状況によっては避難場所の確保などを検討することとなります。

ご質問の「要援護者リストを具体的にどのように活用するか」と「災害時にどのような手順で扱われるか」についてでございますが、災害時に町災害対策本部に防災資料として災害時要援護者名簿を提供し、安否確認、救出、避難誘導などを迅速に行うこととしております。有機的な活用方法とルールを検討状況については、今年度、災害要援護者名簿一元化のための情報管理システムを導入することとなっております。これに伴い個人情報保護条例において情報提供が制限されているため、個人情報保護審査会へご意見をいただく準備を進めているところであります。今回見直し中の町防災計画において活用方法とルールについて検討をしていきます。

次に、在宅介護の体制についてですが、本年度から26年度までの3か年の高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画を策定しておりまして、「一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの構築」をめざして、5つの基本方針に基づき施策の展開を図っているところでございます。

超高齢化社会が訪れる中で、地域や家族関係の希薄化が進み、高齢者だけの家庭が徐々に増加している傾向があります。また、認知症や脳疾患などに伴う医療的支援が必要な高齢者も増加しています。介護保険をはじめとする公的支援だけでは介護者を支えて行くには限度がありまして、地域での支え合いが大きな課題にもなっており、行政だけでなく社会福祉協議会や自治会において取り組みを進めていただいているところであります。

介護保険サービスを利用されるには、ケアマネジャーが支援の必要な方の相談に応じて、心身の状況に応じ適切なサービスが提供されるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。ケアマネジャーは自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的知識や技術を有している方です。

ご質問の「ケアマネジャー育成にかかる行政の関与について」ですが、法的な義務付けとして、5年ごとの再研修をはじめ初任者・中堅者・スーパーバイザーの3段階の研修を滋賀県において実施されています。また、高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画においては、「ケアマネジメントの強化」としてケアマネジャーが業務を適切に行えるよう、情報提供や研修を設けることとしておりまして、ケアマネジャーが開催するサービス担当者会議などにも支援を行うことを介護サービスの質の向上として取り組んでおります。

具体的には、月1回、本町の介護認定者が利用されているケアマネジャー事業所を

対象に連絡会議を開催し、行政からの研修会や情報提供、困難事例の検討を行うとともに、支援が困難なケースについては個々の相談に応じサポートを実施しております。

医療的ケアが必要な方へのサービスについては、ご指摘のとおり入院後間もなく退院後の身の振り方を家族等に求められます。病院には地域との連携室が設置されておりまして、連携室から町への退院後の在宅支援について相談されるケースもありまして、ご家族にも支援を行いながら医療機関との連携を図っております。

在宅ケア体制の構築につきましては、高齢化が進む中、在宅看取りが増加するのに備えて、医療機関と介護保険事業者などが連携する仕組みとして、湖東保険医療圏の中で話し合われています。在宅での看取りには、医師会のご協力がなくては行うことは困難ですが、町内の診療所におきましては積極的にご器量力をいただいております。訪問看護などのサービスを利用しながら、家族に見守られ最期を迎えられる方も多くございます。もちろん、家族の介護負担は大きく、負担の軽減を図るため短期入所などのサービスを活用されておられます。

ご質問の「今後ますます重度の高齢者に必要となってくる訪問看護サービスについて、在宅介護の再検討は」のご質問ですが、介護認定者への訪問看護は、原則として医療保険より介護保険制度が優先されるため、ケアプランに位置づけてサービスが提供されております。訪問看護については、今後、通いと訪問・泊まりを組み合わせた小規模多機能型居宅介護に訪問看護を含めた「複合型サービス」や、訪問介護との組み合わせにより24時間対応する在宅サービスとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が新たなサービス提供として、次期の計画であります第6期介護保険事業計画期間中に実施可能となるよう基盤の確保を進めていくことを、今期第5期介護保険事業計画に掲げ、その実現をめざしております。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） それでは、伊谷議員の「災害時要援護者登録制度について」、お答えいたします。

本町では、本年2月に「災害時要援護者避難支援計画」を策定し、要援護者の情報収集の把握を図るために登録制度を実施しているところです。

登録については、災害時要援護者避難支援計画において対象者としている要援護者のうち、個人情報の開示に同意をされていて、避難時に支援していただける方がおら

れる方を、手上げ方式と同意方式により登録申請をいただいています。

手上げ方式については避難支援を希望される本人が、同意方式については、民生委員児童委員や自主防災組織などが支援の必要な方に登録を呼びかけて行うこととしています。

登録時には、緊急時の連絡先やかかりつけの医療機関などの個人情報の提供をしていただき、この情報を自治会・民生委員児童委員・社会福祉協議会や支援を願える方に守秘義務を同意願ったうえ提供いたします。

以降については、まだまだ関係機関や団体に十分な周知やお願いができていない状況ではありますが、災害時要援護者避難支援計画にもおいては、登録をしていただくと避難準備情報を発令した段階で音声または文字によって連絡しますので、避難を始めていただくこととなります。緊急時や適切な情報手段がない場合は、避難支援者などが直接自宅を訪問して伝えることとなります。

安否確認については、自治会などの関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約し、確実に安否確認ができる体制の整備を図ります。

避難誘導については、平常時から町・自治会・福祉関係者などの役割分担を明確にして、連携を保ちながら対応することとします。また、要援護者自身も自宅から避難所まで実際に支援者とともに移動してみて、経路の確認をしておくように周知を行います。

避難所における支援は、段差解消などの環境整備を図るとともに、要援護者用の相談窓口を設置するなどとしています。また、要援護者が相談などの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定することとしています。

マップについては、総合防災マップを利用することにより避難場所や避難経路などを平常時から確認願うなどの周知に努めているところです。

災害発生直後の「公助」には限界があるため、日頃から要援護者の「自助」および地域の住民ならではの活動による「共助」を基本に、情報伝達や避難支援体制の充実を図るものとします。特に地域における共助は重要であり、町は自治会・民生委員児童委員・社会福祉協議会などの関係機関や団体との連携を図り、要援護者の登録された情報を共有するとともに、地域にけおる支援者に関する人材の育成に努めなければ

なりません。

なお、既に自主防災組織などを設置され主体的な要援護者対策を取り組みされている自治会には、感謝申し上げるとともに、要援護者の避難訓練の実施についてもご検討いただくことをお願いしまして、答弁いたします。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷です。再質問をさせていただきます。

先ほど質問させていただきました保健・医療・福祉の連携ということで、町長に答弁を求めたところでありますが、「1か所に集約をして進める方が将来とも有効的である」というふうに質問をさせていただきましたが、1か所集約は困難であると。これは、今すぐとは申しませんので、将来、そういうことも必要になってくるだろうと思いますので、経済的なこともございますので、ある程度の将来計画をお聞かせ願いたいと思います。

次に、保健・医療・福祉の連携の本質は、単に行政の組織の連携体制を整えるということではなく一体的に展開することが、利便性も高まり総合的に支援が受けられるというふうに思うわけですので、住民サービスの向上という点を考えていきますと、例えば障がい者の処遇問題は現在は福祉課で担当されておられると思いますし、また精神や難病、腎疾患などの疾病対策は健康推進課が対応しておられると思いますので、そのため障がい者の方の生活に関すること、保健管理に関すること、別々に相談をしなくてはなりませんが、これらの相談や支援を同じ窓口で総合的に行う、実施すれば、どれほど障がい者なり高齢者は喜ばれるかもわかりませんということを思っております。

また、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの密接な関連、一体的に推進することによりまして、心身ともに自立した高齢者が増え、活力ある共助社会が構築されるというふうに考えております。

そこで、これまで福祉課・健康推進課では、町民の立場に立って真に保健・医療・福祉が連携をした議論を展開するために、どのようにされてこられたかということと、また、先ほどおっしゃいましたように課題がたくさんありますので、その課題に対して今後どのように対応をしていかれるかということについて、福祉課長と健康推進課長にそれぞれお尋ねをさせていただきたいと思います。

もう1つは、高齢者や障がいのある方、また妊産婦、外国人など避難場所で生活が

困難と思われる方については、二次的な避難場所があると思うのですが、私の知る限り、そういう特別な避難施設は指定をされておられるのかということをお聞きしたいのと、もし施設がない場合、避難場所はどのように誘導をすればいいのか。現実問題として本当に戸惑うことがたくさんあると思います。町では地域で名簿をつくっていても、現実的に課題解決に至らない、具体性のある計画や体制が整っておれば、生かすことができませんということで、実行可能な要援護者支援対策の構築について、段取りやスケジュールについて検討されておるのかということ、答弁を求めるところであります。以上、再質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 私の方からは、前段再質問されました総合的な問題についての考えを述べさせていただきたいと思います。

確かに今、福祉課・健康推進課・地域包括支援センター、それぞれ独立した体制になっているのですが、これを一体的にしてはどうかというご提案だと思いますが、それぞれに今取り組んでいる内容が違いますので、私としては、理想は地域包括支援センター、この辺がそういった相談窓口になっていくのが本当はいいのかなと、今の体制ではとても無理なんですけれども、これをもっと充実させて、医療・健康・福祉、そういったものを窓口、あっちへ行ったりこっちへ行ったりではなしに、するのが理想的かなというふうには思っております。

あとの方でおっしゃった高齢者あるいは障がい者、外国人など、避難をされる時の場所、これは後ほど吉岡議員からのご質問もあるのですが、確かに一般の避難所で受け入れしても、なかなか難しいということが非常に大きなテーマになってきております。ですから、家におられる障がいを抱えた人とか介護が必要な人が、一般のところへ行ってもケアができない。そういった場合には、地域の特別支援学校とか、あるいは特別介護施設とか、そういったところの受け入れを今後もちろん協議してやっていかないといけないのではないかというのが、特に今課題になっております。まだ進んでないのですが、ぜひ関係者ともども考えていかなければならない課題であるというふうに思っています。

また、特別支援学校なり福祉施設も被災する場合がありますので、双方の関係を計画を立てていかなければならないのかなというふうに思っている次第です。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 伊谷議員の福祉課長へのご質問につきまして、答弁いたします。

特に障がいの関係は、確かにご質問いただいたとおり、健康推進課との連携というのはものすごく大切な部分がございます。その中で現在、福祉課では担当者制度をとっておりまして、健康推進課も担当者を限定させていただいて、その人に対する支援に関しては、2人がペアで動いているというのが現状の部分です。

ご指摘いただいた、「なかなか相談される内容が2か所になってしまうので」というお話の部分につきましては、どちらかと言いますと福祉課は秦荘地区側にありますし、健康推進課は愛知川地区側にありますので、そこら辺の住民さんの方の近くの方が窓口という形で対応をさせていただいているというのが現状であります。なかなか、両課がうまく連携ができていくかということ、そこら辺も課題であるとは思っておりますが、今後十分対応について担当者同士が連携をとれるような形をとっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 健康推進課長。

○健康推進課長（酒井紀子君） 続きまして、伊谷議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど障がいや精神、難病、腎臓、たぶん透析のことを言っていたのだと思うのですが、総合的に相談できるということで、今ほど福祉課長の方からも福祉課と健康推進課がともに相談を受けさせていただいていることを申し上げましたが、健康推進課におきましても、具体的な現場のお話をさせていただきますと、訪問とか相談が入ってきましたら、どちらに相談をいただいてもともに方針・中身を共有いたしまして、時に訪問したり、面接一緒に同席して対応させていただいているところです。その後につきましても話し合いと調整会議等を持ちまして、方針については常に同じ方向性で対応できるよう、各担当・現場の方は対応させていただくようにしております。

また、生きがいつくりや健康づくりが一体的にできるということで、どのような事業展開をされているか、また今後していくかということでございますけれども、今現在、「平成24年度愛荘町の地域医療を考える検討会」ということで、福祉課・住民課・健康推進課が事務局となりまして、検討会の中で地域医療・在宅医療について検討をさせていただいているところです。

先ほど来ご質問のありました在宅看取りにつきましても検討させていただきまして、今後住民さんと一緒に取り組んでいきたいということで、まちづくりの住民さん代表の人材の方にもたくさん入っていただきまして、お医者さんにも入っていただいて検討させていただいているところです。

また、先ほど町長からも「管内でビジョンをつくり」というお話があったのですが、それを実現するために彦根・愛知・犬上の管内で「(仮称)湖東地域医療支援センター」を建設させていただきながら、その中で住民さん、お医者さん、歯科医師、薬剤師すべて含めまして、顔の見える関係づくりをし、在宅、生きがいづくり・健康づくり、リハビリ等と一緒にあって一体的に対応をできるように、現在準備をしているところでございます。以上です。

○議長(本田秀樹君) 暫時休憩します。再開を10時35分とさせていただきます。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長(本田秀樹君) 12番、瀧 すみ江君。

[12番 瀧 すみ江君登壇]

○12番(瀧 すみ江君) 12番、瀧 すみ江。一般質問を行います。まずはじめに、ごみ行政について2点質問します。

先の9月議会で「やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例」が制定されました。その第3章「環境保全等における具体的責務」の第2節「循環型社会の町の責務」として、第10条に「町は持続可能な循環型社会を構築するため、次に掲げる事項を実施しなければならない」として、(1)3R(リデュース・リユース・リサイクル)の理念に基づき、ごみ問題において最も重要なごみの発生の抑制に取り組むこと。(2)生ごみを資源ごみとして分別回収し、対比として利用する仕組みを検討すること。(3)生ごみの有効活用を図るためには、家庭における有用微生物群等の利用を促進すること。(4)バイオ資源の循環を促進するために、廃食油の回収等を積極的に実施すること。(5)前各号に掲げるもののほか、持続可能な循環型社会を構築するために必要と認めること。と掲げられています。

1点目に、この5つの項目を実施するためにどのような対策が必要と考えているのかについて、具体的な答弁を求めます。

2点目として、町民の方から「畑での農作物の収穫後の植物、大量の草などの廃棄物の始末に困っている。野焼きを禁止するなら、これらの廃棄物を収集する手立てを考えてほしい」との声をお聞きしていますが、これに対する答弁を求めます。

次に、地域防災計画について質問します。私は、東日本大震災直後である昨年の6月議会で、「原子力発電に大きく依存してきたエネルギー計画を見直すことが必要」と訴えました。その後、現在に至って「原発ゼロ」の日本を願う国民の世論と運動が大きく広がっています。その時の町長答弁の中で、「世界で最も原発が集中している敦賀地方は、世界から見たら地震銀座であり、震度6以上の地震が1891年の濃尾地震、1909年の姉川地震、1927年の丹後地震、1948年の福井地震など、震度6以上の地震にもこれだけの地震があり、1970年に運転開始をした敦賀原発は、まだ統計上の地震を経験していない。このような大地震がこのあたりに明日来ても不思議ではないと感じている」とおっしゃったように、明日にでも大地震が起これば再稼働している大飯原発で事故が起こり得る危険な状況です。

このようなことから、私は、すべての原発から直ちに撤退する決断を行い、即時原発ゼロの実現を図るべきと考えます。福島事故以後、ドイツ・イタリア・スイスをはじめ原発から撤退する流れが大きくなっています。関西電力は、大飯原発を再稼働しなくても政府が最低限必要とした3%を超える余裕があったという試算を明らかにし、事実上再稼働が必要なかったことを認めました。しかし、現段階では大飯原発は稼働していますし、またほかの原発も再稼働の可能性があります。

私は昨年の6月議会で、原発災害編を加えた町地域防災計画の作成が必要と求めました。

平成24年度組織目標の中間評価の今後の対応で、「平成24年度と25年度の2か年計画で、原子力災害対策編の素案策定をする」と記されていますので、今策定中だと思います。1点目に、原子力災害対策編の現在わかっている具体的内容について答弁を求めます。2点目に、原子力災害対策編に万が一に備えて「県外への避難計画」を加えることを求めますが、答弁を求めます。

最後に、愛荘町給食センターについて質問します。愛荘町給食センターが稼働してから1年になりますが、この1年間の総括について次のことを質問します。①建物の

構造上の問題点はなかったのか。屋上に設置されている機械類のメンテナンスをスムーズに行うことができる構造となっているのか。②調理の業者委託についての検証を求める。また、町の業者間の連絡はどのようにして行っているのか。③米飯の味を損ねないような保温・露よけなどの対策を求める。以上、①②③についての答弁を求めまして、終わります。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） 瀧議員のご質問のうち、2点目の「地域防災計画について」の2点のご質問にお答えいたします。

地域防災計画の見直しにつきましては、庁内関係課職員で組織をいたしております検討委員会を設置し、課題把握や検討事項等について協議するとともに、10月には愛荘町防災会議を開催して見直し方針等について協議を行っているところであります。

まず1点目の「原子力災害対策編の現在わかっている具体的内容についてであります。本町が策定を予定している原子力災害対策編につきましては、国・県の指針に基づく内容との整合性が求められることから、県の策定状況に合わせて見直しを進めることといたしております。現時点での県の見直し概要では、敦賀原発・美浜原発・大飯原発・高浜原発で福島第一原発事故と同規模の放射性物資が外部に放出したと想定し、甲状腺被ばく等価線量が100mSv以上の高島市・長浜市の一部区域が防災対策を重点的に充実すべき地域、50mSv以上が概ね県内ほぼ全域を放射性プルーム通過時の被ばくの影響を受けるための防護措置を実施する地域とされ、原発事故に対し、正しい情報に基づきリスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、情報収集・連絡体制、モニタリング体制、災害応急体制などリスクコミュニケーションの見直しがされているところでございます。

次に、2点目の「圏外への避難計画を加えることについて」でございますが、県の計画では避難等のための初期活動開始指標として、内部被ばくによる等価線量によりレベル第1は屋内退避、第2はコンクリート屋内退避、第3で避難とされております。

避難につきましては、国の指示により県を通じて近隣府県・市あるいは関西広域連合に輸送や受け入れなどの応援要請を求めることとされておりますが、防護措置を決定するための判断基準につきましては、国の原子力安全委員会において原子力災害対策指針が検討中でありまして、今後この見直しを踏まえて改訂される内容に沿って、

防災会議で検討をお願いしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 環境対策課長。

〔環境対策課長 飯島滋夫君登壇〕

○環境対策課長（飯島滋夫君） 瀧議員のご質問の「ごみ行政について」の1点目の「やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例第10条の5つの項目を実施するための対策」について、お答えします。

1項目目の「3Rの理念に基づき、ごみ問題で最も重要なごみの発生の抑制」につきましては、愛荘町環境基本条例の基本方針および愛荘町環境基本計画の第5章 重点プロジェクトのめぐるまちプロジェクトに「廃棄物発生量の削減」があり、近年、人口の増加もあり可燃ごみは増加傾向を示していることから、廃物削減の重要性などについて情報の共有、意識の啓発を行い、3Rの取り組みを徹底し、廃棄物の削減を図る必要があります。このため、町民や事業者に対し広報紙等を通じての啓発や、ごみの減量や出し方について各自治会での学習会などの実施が必要と考えております。

次に、2項目目の「生ごみを資源ごみとして分別回収し、対比として利用する仕組み」につきましては、遅ればせながらではありますが、愛荘町の環境保全について必要な活動を積極的に推進するため設置させていただいておりますエコパートナーシップ会議からの提案によります大型生ごみ処理機の実証実験について、来年度以降に設置運営するよう準備を整えているところでございます。実証実験の結果により有効となれば、広く市内に普及していくことを考えております。

次に、3項目目の「生ごみの有効活用を図るため、家庭における有用微生物群等の利用を促進すること」につきましては、現在実施しております家庭用生ごみ処理機や処理容器（コンポスト）の補助制度を活用していただくよう、広報紙等により啓発を図っていきたいと考えております。

次に、4項目目の「バイオ資源の循環を促進するため、廃食油の回収等を積極的に実施すること」につきましては、愛知川地区・秦荘地区で交互に古紙類等の回収を年6回実施しており、同時に廃食油の回収も行っていますので、今後も継続して実施していきたいと考えております。

次に、5項目目の「前各号に掲げるものの他、持続可能な循環型社会を構築するために必要なこと」につきましては、リサイクルセンターの整備がひとつ考えられます。これにつきましても、環境基本計画の重点プロジェクトに掲げられておりますので、

今後エコパートナーシップ会議等で検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、ごみの減量や再資源化を図るには、町民の方々の協力が必要であり、今後もあらゆる機会を通じ啓発を行いたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、2点目の「畑で農作物収穫後の植物、大量の草など廃棄物の収集する手立てを考えてほしい」についてお答えします。廃棄物の焼却につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条2において「何人も廃棄物を焼却してはならない」と定められていますが、「農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は、政令の例外規定に定められております。ただし、周辺地域の生活環境に影響を与えない範囲で認められているところです。

収穫後の草等の処分ですが、少量であればよく乾燥し、土等をよく「燃やすごみ」として指定袋に入れて出すことができます。しかし、大量に出すことができないため、愛知郡清掃センターにおいて処理できないか協議をしているところですので、ご理解をお願いしたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

[教育次長 村西作雄君登壇]

○教育次長（村西作雄君） 私からは、給食センターの関連でご質問いただきましたので、お答えをいたしたいと思います。

まず、給食センターの建物の構造と屋上機器類のメンテナンスの件ですが、建物の構造については、設計段階から協議を何度となく重ね、屋上に設置されている機器に見合う設計としており、今月中には1年目の瑕疵検査を行う予定ですが、大きな問題は生じておりません。

また、屋上にはエアコン・キュービクル・蒸気発生機が設置してあります。各機器類のスペースは十分に取っており、点検や修理など容易に実施することができる広さとなっています。

次に、調理委託についての検証や連絡体制ですが、昨年の12月から調理業務を委託し1年が経過しました。当初は新しい施設に町も業者も慣れていないこともあり、給食の配食時間が遅れたり、連絡事項がスムーズに伝達できていなかったりなど課題がありました。

現在は、衛生管理要領やマニュアルに基づき、毎日の日常報告のほか月次報告を提

出させ、町と業者の適度な緊張感を保ちつつ、安全・安心な給食を提供しており、調理委託に関し大きな問題は生じておりません。

また、連絡調整については、給食センターと業者の管理責任者・管理栄養士とで調理打ち合わせ、献立打ち合わせ、衛生管理を各々月2回実施しています。このことにより連絡は密となりスムーズに連携がとれています。しかしながら、今年度に入りコロッケの製造過程で混入したと思われる糸や、野菜につく虫の混入などがありました。特に虫の混入は調理段階で防げるものでありまして、委託業者に衛生管理マニュアルによる水洗いの徹底を厳しく指導しているところであります。

次に米飯の件であります。保温につきましては二重食缶を使用していますが、子どもたちが食べる時間に合わせてできるだけ冷めないよう、ぎりぎりまで時間を延ばし食缶に盛り付けています。このことにより、子どもたちが給食を食べる時間には50℃以上を保っています。現在、地元産の環境こだわり米コシヒカリを使用していますが、温度や露により米飯の味がまずいといった声は聞いておらず、近隣市町の給食センターでも二重食缶以外の特別な対策は講じられていませんので、現時点では現状どおりとさせていただきたいと考えております。以上、答弁を終わります。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。再質問を行います。

まず、地域防災計画について再質問をさせていただきます。地域防災計画の原発災害編ということに限らせていただいたわけですがけれども、県との調整、県の策定状況に合わせて見直しを進めるということで、まだまだこれからの課題であろうかということを、答弁を聞きながら感じていました。しかし、今、稼働している大飯原発でもし事故が起これば、愛荘町は30 km圏外だから安心とは言えないということです。また、放射線が湖西の山々に降れば、琵琶湖の汚染は避けられないという事実があります。だから、滋賀県の場合、放射線の被害を警戒区域・避難区域で線引きできるものではありません。

大飯原発から愛荘町までは、インターネットで調べると約67 kmとのことです。私の最近読んだ文章の中に、「福島のお母さんたちがチェルノブイリに行って現状を見してきました」という文章を読みました。その中で、チェルノブイリ原発から70 km離れた保育園にいた時、子どもたちが全然元気がないので保育園に先生に聞いたら、「このあたりの子どもで健康な子は1人もいません。100%の子どもが病気を抱えています」

と言われていたそうです。そういう記事を読みました。愛荘町もこのことから言えば、原発事故に規模によれば同じような状況が起こるといえることがわかると思います。

今朝のニュースで、敦賀原発の直下に活断層が通っている可能性が高いと判断されたという新聞報道がありました。ニュースでもやっておりました。同新聞記事によりますと、「国は活断層の上に原発を建てることを認めていない。しかし、完成後の原発で活断層が見つかった時、どう扱うのか、法的な決まりはない。原子力規制委員会が運転を禁じることも廃炉も強制はできず、電力会社への要請という行政指導で対応することになる」と、このように書かれています。

そういうことで、まだ国のこの政治下においては、活断層のあるところでさえ会社への要請という行政指導しかできないのですから、今の政治の仕組みでは原発の廃止は難しいと考えます。国民の安全を考えれば、即時、原発ゼロという政治の仕組みが必要ですが、まだそうはなっていません。

ですので、もしものことを考えて、県外の避難計画ということはいろいろな段階があるので進めていくには非常に受け入れ先との交渉とかいうのもありますし、大変とは思いますが、やはり必要だと私は考えて、外すことができないものだと思いますので、県の状況と合わせてということなので、でき上がるまでには時間がかかるかと思いますが、明日のことはわかりませんので、早急にできる限り早いうちにそういう計画をつくっていただくということで、検討をしていただきたいと思います。ということをお考えしますので、再度その見解を求めておきたいと思っております。

そして、県の策定状況というのがいつにできるのかということ、早くといっても結局そういうことになる、それに合わせることに、それができてから、それを見て町の計画も仕上げるといことになるかと思っておりますので、県の策定状況がいつ完成の見通しがあるのか、策定ができる見通しがあるのか、いつになるのかということも答弁をお願いしたいと思います。

次に、給食センターについて再質問をさせていただきます。まず①の質問についてですが、答弁では、今のところは問題はありませんと。構造上の問題点、このようなことはありませんというふうに言われました。一昨年のことですけれども、平成22年11月、蒸気発生機を屋外に設置している茨城県結城市学校給食センターに調査をするために視察に伺い、その結果わかったことをその年の12月議会の一般質問で取り上げました。その時にお聞きした問題点を再度申し上げます。

夜12時～朝8時に蓄熱する際、500℃まで上がると電源が切れ、温度が10%下がると電源が入る。屋外で夜寒い時は、特にスイッチの入りと切りが頻繁に起こる。蒸気発生機は屋外に置くと外気の影響を受けて熱効率が悪い。2点目、電気代がデマンドコントロール方式で基本料金が調整できるが、2月・3月の冬場に年間基本料金を出す。その時期の使用電気代が基本料金に設定されるので、1年間を通しての基本料金として跳ね返る。電気代に蒸気源のヒーター分が分で入ってくるということで、もう1点は、メーターを検針する時に、外であるので見にくいということで、メーターを見やすいように、結城市の給食センターでは何か紙などで覆っておられましたけれども、そういうことも言われていました。蒸気発生機、また新しく進んできたかわかりませんが、このような問題点を実際に茨城県まで行って見てきましたので、今1年経ってみて、蒸気発生機の屋外設置について今言ったような問題点が生じていないのかどうかについて、答弁を求めたいと思います。

私が1年前に給食センターの竣工式の時に見学させていただき、屋上にも出ました。その時に屋上に出るときにドアの設置がなく、窓から出入りするという状態でした。窓のところに靴を置いて、大きな窓ですけれども、またいで出るという、そういう状態でした。やはり、外にあれだけの機械があるのであれば、メンテナンスする業者さんも出入りするだろうし、そういうのでドアをそこに設置すべきではなかったのか、そういうことを感じましたが、これが適正な設計だったのかどうかということをお答えを願いたいと思います。

そしてもう1つは中のこと、調理現場のことですけれども、アレルギーの調理室のことです。アレルギー対応食ということで努力されて、アレルゲンも徐々に増やされて、アレルギーを持っている子どもさんに給食を保障しようという姿勢は伺われます。それを実際行ってこられると、あのアレルギー調理室では手狭ではなかったのかということを感じております。そういうことで、それはどうなのかということで答弁をお願いしたいと思います。

そして、②の業者委託についての質問ですけれども、今、教育次長も言われましたように、何回か調理上の問題が全協の方でも報告されております。その場合は、糸の混入とか異物混入とか、そういうことですけれども、そういうことが生じた場合は、偽装請負にならないように、町と業者のチーフ同士が連絡を取り合って調理員の方にその旨おろしていくことと思います。それがどういうふうに設定されているのかとい

うことですが、言葉で言われているのか、文書で徹底されているのかについて、答弁を求めたいと思います。

そういう問題点だけではなく、やはり指示書というものがあろうかと思っておりますので、例えば調理する場合のこと、いろいろなこと、そういう場合は指示書でされているのではないかと思っておりますが、実際に言葉ではお聞きしたことはありませんので、これについても指示書というものを出しておられるのがどうかということについて答弁をお願いしたいと思います。

そして、普段の時、急がない時は指示書とか文書でされても、緊急の場合は口頭にならざるを得ないと思います。その場合どのような方法で安全を確保するためになるべく早くどういうふうに徹底させるのかについても、答弁を求めたいと思います。

そして、③の米飯ですが、秦荘地区で自校式の給食の時にご飯は学校給食会に委託していたとのことお聞きしていますけれども、その時は、お聞きするには発砲スチロールの中に食缶が入り、ご飯の上に露よけの紙が、露を吸収するような紙と思いますが、そういうものが置いてあったそうです。そういうことで、生徒さんの方からはまずいとかいう話は出ていないと言われましたけれども、実際に試食した時に、ちょっと時間の経ったものも試食させていただきましたが、私はべちゃっとしていたと考えますので、こんなものだと思えばご飯も別に普通、何もまずいとも思わないのですけれども、やはり環境こだわり米のコシヒカリを使っているというふうに言っておられるので、その持っているおいしい味をそのまま食べてもらいたい、そういうように考えますので、こういうような対策を今すぐにでもできることもあると思います。紙を置いたりするのは今すぐにでもできると思いますので、ぜひそういう研究もしていただきまして、検討して実行していくことを求めたいと思いますので、これについても答弁をお願いしまして、再質問を終わりたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 瀧議員に一言言っておきます。先ほどの給食センターについて再質問の中で、①の部分の3点の質問がありました。1点目は蒸気発生機の状況、そしてドアの設置が設計どおりであったか。その2点は関連がありますのでいいと思うのですが、その中で3点目にアレルギーの問題があったのですが、これは関係がないので、質問は却下させていただきます。

○12番（瀧 すみ江君） 建物の構造上の話なので、アレルギーの部屋が狭くなかったかどうかということを知りたいです。構造上のことなのでいいと思うのです

けど。建物の構造です。

○議長（本田秀樹君） 構造ですか。わかりました。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 再質問にお答えしたいと思います。私の方につきましては、地域防災計画に絡んで2点のご質問だったと思いますが、1つは愛荘町の計画策定、2点目が県の策定の時期といったことだと思いますので、お答えしたいと思います。

まず、愛荘町の地域防災計画の見直しの状況でございますが、現行の防災計画につきましては一般対策編と震災対策編がございます。一般対策編につきましては、災害予防計画あるいは風水害応急対策計画、それから災害復旧復興計画で構成いたしておりますし、震災対策編につきましても、災害予防計画・災害応急対策計画・災害復旧復興計画、それと地震防災対策推進計画で構成をいたしております。今回、原子力災害対策編につきましては、一般対策編の風水害応急対策計画の次に1つの節を設けさせていただいて予定をさせていただこうと考えております。

これらの見直しの状況につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、現在、県の計画が今年の3月26日に開催されました県の防災会議におきましてこの原子力災害対策編の主要な見直しが行われた内容のところから、それらをもとにして現在、愛荘町におきましてもそれを準用する形で検討を進めさせていただいております。

詳細な中身につきましては、先ほど申し上げましたように、まずは情報収集・連絡体制あるいはまたモニタリング体制、災害応急体制などリスクコミュニケーションの見直しを進めて行きながら、万が一事故が起こった場合の対応としては、レベルに応じて屋内退避、あるいはコンクリート屋内退避、それから避難というふうな手順が示されていることがございます。

これらの退避をする場合の状況等につきましても、先ほど言いましたように、進めるについては国の原子力安全委員会ですらいろいろと現在も検討されておきまして、特に避難、屋内退避、あるいはヨウ素剤の予防服用等につきましては、防護措置を決定するのがこの判断基準として原子力安全委員会において今現在検討されておりますので、それらを踏まえて対応していくというふうなことを思っております。

なお、避難につきましては当然、国の指示があつて、そこを通じて県を通じて各近隣県等、あるいは市等への協力要請をさせていただいて、受け入れ等のお願いをしていくというふうな進め方で見直しが進められておりますので、先ほど言いましたよう

に、原子力安全員委員会の見直し状況を踏まえて、見直しを同時に進めさせていただきたいと思っております。

したがって、県の策定の時期がいつごろかというふうなお話でございますが、県につきましてもその原子力安全委員会の検討状況を踏まえて再度見直しはされてくるといふようなことを思っておりますので、時期については今のところは把握いたしておりませんので、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

○教育次長（村西作雄君） 私からは、細かいことについては所長が参っておりますので現場での対応については説明をしていただきたいと思っておりますけれども、まず2点目にご質問ございました屋上での機械のメンテについてでございますけれども、当初からこのようなことは承知をしております、特に屋上のメンテについては専門業者の出入り口というような考えでございましたので、あえてそのような形で特段問題がないだろうというようなことで建築をしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、米飯に露がたまって、そういう専門の防水シートのものをしたら、より一層おいしくなるのではないかというふうなご質問でございました。防水シートの利用は、先に答弁しましたとおり、近隣のセンター方式の給食センターでは使用されていないということも確認をしております。布製ではやはり衛生的に課題があるということで、するなら使い捨てのシートをご飯の上に載せてというふうなことになろうかと思っておりますけれども、不織布でできている保温シートというものが、業者に確認しましたらあるようでございます。けれども、その効用も現実的に実証もしておりませんし、また、そのシートを積算しますとやはり年間数十万円の費用がかかるということでございます。委託業者のシートを入れる手間とか、あるいは学校でのごみの問題とか、そういった課題もございますので、議員からの米飯への保温シートにつきましてはご意見として今後の参考とさせていただきたいと考えております。

○議長（本田秀樹君） 給食センター所長。

○給食センター所長（満島徳男君） 瀧議員の質問にお答えします。

まず、蒸気源の問題なんですけれども、なぜ外に置いたか、そして、現在どのようになっているかというご質問なんですけれども、深夜電力をフルに活用いたしまして、22時～6時までの間で蒸気源を起動させております。

蒸気を発生するにあたりまして、中の保温物と言いますか、石と言いますか、それを温めて、そこへ水を通しまして蒸気を発生するというようなことで巡回をしている状態をつくり出すというのが蒸気源でございます。

このような状態で、議員ご指摘のとおり、外気の気温が下がる、あるいは電気の使用量が上がる、そういうようなことにつきましては蒸気源を設置する会社にお問い合わせたところ、室内でも気温は多少はあるのですけれども、その石を温める、一旦温めれば冷めにくいという特性があります。そして、水に関しましても軟水化するために石を入れたりとか、そういうようなことでやっております。あと、深夜電力で活用することによりまして、経費の節減にも努めております。

そして、メーターの件ですけれども、メーターは関西電力が直接、本部の方で計っております。それでメーターというのはないのですけれども、どれだけ電力を送ったかというようなことで使用電力がはじき出されているわけでございます。

次にアレルギー室が手狭ではなかったかというようなことですが、アレルギー一室につきましては、アレルギーを持つ子どもたちにそのような給食を、一般の児童とともに同じ給食を食べさせてあげたいという理由からアレルギー室をつくりました。このような点につきましても、現在20名のアレルギーを持っている子どもについて給食を調理しているわけですが、現在手狭ということではありません。機能が充実して、狭いということではないので、その点ご理解をしていただきたいと思います。

そして、委託業者との連絡体制、これにつきましては異物が混入しているとか、あるいはそのような緊急事態に関しましてはまず言葉、口頭でやはり指示をしまして、その途中で汁物に虫が入って、それが浮くようなことがあれば、即時煮炊きの調理を中止しまして、給食には出さないというようなことを心がけております。

また、納入業者に関しましても、やはり安全で安心なものをとというようなことで再度指導をし、徹底をしている状態でございます。

調理指示書の件なんですけれども、給食の調理に関しましては調理の指示書に基づきまして、栄養士が作成しました指示書に基づきまして調理を行っております。以上です。

◇ 城貝増夫君

○議長（本田秀樹君） 3番、城貝増夫君。

〔3番 城員増夫君登壇〕

○3番（城員増夫君） 3番、城員増夫です。一般質問を行います。まず、「町職員の任用について」であります。

役場の予算書には、賃金という項目が頻繁に出てきます。これは、非正規職員の数の多さを物語っている証左であります。現代は格差社会と言われ、日本の雇用者5,500万人のうち3人に1人は非正規雇用と言われており、低賃金労働者が増える中、その働き方や働かせ方が社会問題となっております。特に若年層や女性の非正規化の増加は、看過できない状況にあります。

本町においても、行財政改革の名のもと、合併時に制定された職員定数193人を基準として、今年度は何人削減したとか何人の目標を達成したという、競うような状況であり、本来の職員定数はもはや意味がなくなり、結果として非正規職員は年々増加の傾向にあります。

ただし、本町にとって本当にこれでいいのでしょうか。行財政改革は大いに結構ではありますが、過度な人件費削減の結果、金銭に代え難い多くのものを失っているのではないのでしょうか。住民ニーズが多様化している中、町政がめざす職員の資質向上にはほど遠いものがあると言わざるを得ません。業務内容にもよりますが、人材育成の観点からも、特に若年層を使用する場合は男女・職種を問わず正規職員として採用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

改正労働契約法により、民間では非正規は5年働けば雇い止めのない無期雇用への転換が定められましたが、公務員は対象外であります。役場が非正規労働者の製造所とならないよう願っております。以上、町長に答弁を求めます。

次に、会計決算の不用額についてお伺いします。不用額とは、ご承知のとおり歳出決算書に示された用語であって、予算の余りと言いますか、いわゆる執行残のことであります。平成23年度一般会計の決算では、総額で4億円に近い不用額が発生しております。この額は年々増加傾向にあります。

予算の編成にあたっては不用額が出ないように十分配慮すべきではありますが、予期しない事情等もあって不用額が出ることもあります。また一方で、経常的経費の場合は不用額の原因が経費節減の努力によるものなのか、予算の粗雑な見積もりによるものなのか、わからない面があります。決算の際には、多額の不用額が生じた場合は、その理由を明らかにしておくことが必要でありまして、決算書の余白欄に記しておくこ

とも一方法ではありません。

この件に関しては、昨年の決算特別委員会でも見解を求めたところではありますが、不用額は前年度より1億円近く増加もしております。町の財政運営面では、経常的経費はなお一層の節減を図るとあり、政策的経費や投資的経費についても費用対効果を見極め事業の縮減に努めてきたとされており、健全な財政運営・会計処理を維持するため、年々増え続ける不用額について理由を明らかにしておけば問題ないことではあります。今は予算編成の時期でもありますので、副町長に答弁を求めます。

最後にAED（自動体外式除細動器）について伺います。AEDはご承知のとおり、倒れた人の細動常態の心臓に電気ショックを与え、心臓を正常な状態に戻す医療機器です。近年、一般の人も使えるようになり、その場にあったAEDを使って4割近くが助かっていると言われております。救急車の到着は通報から平均で8分、東近江の愛知消防署では7分と言われ、AEDで命が助かる確率は、3分以内で70%、1分遅れるごとに10%ずつ低くなると言われており、AEDは早く使うほど効果があります。

昨年、サッカーの元日本代表選手が練習中に倒れ死亡した際、近くにAEDがなかったことから改めてその大切さが見直されておりますが、最近では世間の関心も少し薄らいでいるのかなと感じております。「災害は忘れた頃にやってくる」との観点から、次の4点につきまして総務ならびに教育委員会部門に質問をいたします。

1点目、AEDの町内設置場所については、防災マップに記載のとおり主に公共施設内ですが、土曜日や日曜日、また夜間に閉まる所が多く、使用に制約があります。「ここならいつでも使える」という環境づくりが必要であります。いかがか。

2点目、AEDが近くにあっても、使える人がいなければ意味がありません。消防組織は愛知郡から東近江消防に変わりましたが、消防や町主催の一般町民向けや各種団体向け講習会の開催計画はどのようになっているのか。

3点目ですが、小学校・中学校で行われています防災訓練とあわせ、「いのちの教育」として心臓マッサージやAEDの使い方を授業に取り入れてみてはいかがでしょうか。心肺蘇生の実技を1年生から必修としている中学校もあるそうですが、心肺蘇生をできる人が増えれば、救われる命も増えます。

最後に4点目、携帯電話で設置場所を探せるサイトをつくっている自治体が増えてくるようですが、本県ないしは本町の動向はどうか。

以上、答弁をお願いします。これにて質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 城員議員のご質問のうち、1点目の町職員の任用に関してお答えをさせていただきます。

平成18年に合併して7年目でございますが、町村合併の目的は、高齢化社会の進展など増大する行政ニーズに対応するため、規模を拡大し、住民負担の拡大を抑制し、効率的な行政運営を追求することにあります。そのため、徹底した事務事業の見直し、IT化の推進、人員削減、硬直化しないよう臨機応変の組織機構の改編、グループ制の導入、指定管理者制度の導入など、最も経費のかかる人件費の節減に努めてきたところであります。

これまでとってきた方針は、旧町の組織を統合して合併の効果をあげること、正規の一般事務職員の採用は少数精鋭にし、保健師・社会福祉士・心理判定員・保育士などの正規の専門職員に切り替えてきました。

一方、臨時・嘱託職員としては正規の現行職員の退職補充を見送り、必要などころには非正規職員でカバーをしてきました。窓口事務などは自治体の民間委託が進む中、当町は専門的な嘱託に切り替えていくこと。また、即戦力として正規職員の3分の1程度の人件費で済む行政や教育の経験者を雇用すること。そのほか、外国語の通訳・翻訳ができる国際交流員、さらに産休職員や保育休暇職員のカバーやルーチンワーク的な比較的単純な事務的補助、季節的な増大事務の補助、また昨今の国の緊急雇用創出事業による臨時職員の雇用など、多様な職種と勤務形態で雇用しているところであります。

現在、166人の正規職員に対し、嘱託・臨時職員は122人となっており、このうち緊急雇用職員は18人であり、これを除きますと全体の38%が非正規職員となります。この率は、組合の調査によりますと全国町村の非正規率とたまたま全く同じ38%ですが、中でも保育士の全国割合は53%になっているという状況であります。

これらの職員をすべて正規の公務員で雇用するとすると、膨大な人件費が住民負担となります。住民の皆さんから負託を受けている行政は、最小の経費で最大の効果をあげることが私たちの責務であります。

民間の大きな工場・事業所では、正規社員はだいたい1割程度しかいないということを知って驚いたことがあります。人件費のコストを切り下げるため非正規社員の

割合を高めたり、海外の低賃金を求めて出ていく企業が多い中、行政は納税者の立場に立って、経営感覚を失うことなく、人件費の効率化を常に追求しなければならないと考えております。しかしながら、国・地方を含め公務の場は地域における大きな雇用の場であり、今後ともその役割を認識しながら節度を持って対応していきたいと考えております。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

〔副町長 宇野一雄君登壇〕

○副町長（宇野一雄君） それでは、2点目の「会計決算の不用額について」のご質問にお答えをいたします。

毎年度、予算の編成にあたりまして、経常的経費につきましては前年度の事業実績等をもとに事業費を積算いたしますとともに、人件費や扶助費などの義務的経費の必要額を見込みますほか、政策的経費につきましては、事業の必要性や緊急性等を十分精査し、総計予算主義の原則に基づき予算計上をいたしております。

歳出予算の執行にあたりましては、経費のさらなる節減と計画的な事業執行に努めているところでございますが、制度改正や事業の進捗状況、また工事入札等の入札執行残などにより、年度途中において執行経費の増減が生じてまいります。これら増減につきましては、補正予算での対応をお願いしているところでございます。

また、歳出の不用額に関しましては、年度後半から決算見込額を把握し、執行見込みが立たない事業等につきましては早い機会に補正減額することといたしております。

一方、次年度予算の編成に際し、町民税額の確定や国・県事業にかかる交付金・補助金、地方交付税などの確定が年度に入ってからとなりまして、新年度における当座の財源を確保するため、不用額を繰越財源に充当するなどの措置が必要となっております。このことから、歳入増減や不用額を総合的に勘案し、次年度予算を編成しているところでございます。

こうした中、平成23年度一般会計決算における不用額でございますが、最終予算額から歳出決算額を差し引き、さらに平成23年度から平成24年度への繰越明許費を差し引いた額、3億8,336万円を不用額として決算計上しているところでございます。

この不用額には、平成22年度から平成23年度に繰り越しました給食センター建設費等の事業費の不用額2億270万円が含まれており、単年度での不用額は1億8,066

万円でございます。

議員のご質問のありました不用額理由でございますが、決算時点で各節ごとに 100 万円以上の不用額が生じた時には、経費節減、入札執行残など、不用額理由を明示するよう検討をしてみたいと思っております。

今後におきましても各種事業の執行状況等を決算見込額を見極めたうえ、不用額の精査を行うなど適正な予算執行管理に努めますとともに、財政運営状況について毎年公表をするなど、健全財政の確保に努めてまいりたいと存じます。

○議長（本田秀樹君） 総務課長。

〔総務課長 小杉善範君登壇〕

○総務課長（小杉善範君） それでは、3点目のAEDについて、総務部門に関する事項にお答えをいたします。

まず、1点目の利用制約のない環境づくりであります。AEDは総合防災マップに記載の拠点避難場所のほか、一時避難場所の一部の主な公共施設など町内 20 か所に設置しているところであります。いずれの施設のAEDも日常は教員や町職員・指定管理者などが機器の管理をしているもので、閉館時を除けば利用制約はありません。

ご指摘の「いつでも使える」という環境づくりが必要であるとのことですが、現在のところ年中無休の施設がなく、また管理上の面から設置は困難と考えております。緊急を要する事態に一刻も早く対処するためには、複数人の場合は心肺蘇生法による初期対応を行いながら、消防署への救急要請により対応いただくようお願いをしたいと思います。

次に、2点目の講習会の開催計画であります。愛知郡消防は広域化により東近江消防へと組織変更になりましたが、広域化前と同様に自治会や団体の要請により講習会を実施するとともに、愛知消防署においても3か月に1回講習会を開催されておりますので、ご利用いただきたいと考えています。

次に、4点目の携帯電話での検索についてであります。スマートフォンによる検索可能なサイトでは、本町の高校や企業等も登録されています。また、県下では米原市や栗東市がホームページに掲載され、パソコンによる検索は可能ですが、携帯検索を行っている自治体はないと認識いたしております。

本町におきましては、設置場所や設置者の把握などから、現在のところシステム導入の計画はいたしておりませんので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 教育主監。

[教育主監 國領順子君登壇]

○教育主監（國領順子君） 城員議員のAEDにかかるご質問のうち、小・中学校の防災訓練とあわせた「いのちの教育」についてお答えします。

AEDの使用方法など適切な心肺蘇生の知識や技能を身につけることは、「いのちの教育」を進めるにあたり重要と考えております。現在、町内の学校では、道徳や理科、学級活動等の授業や避難訓練等の学校行事を通し、命の大切さを学んでいます。さらに、小学校においては東近江消防本部にお願いし、6年生で少年消防クラブを実施し、心肺蘇生法やAEDの使い方の説明や実技の講習を受けたり、養護教諭の指導のもと怪我の応急手当てについて学習をしたりしています。

さらに、中学校においても同様に消防本部にお願いし、救急救命にかかる学習を実施し、心肺蘇生法やAEDの使用方法を学んでいます。この講義や実技を通し、全生徒が3年間の中で「普通救命講習1」の修了証を受領するようにしています。

こうした救急救命についての知識や技能を身につけるなど、「いのちの教育」を通し、命の大切さを学ぶとともに、自らの命や友だちの命を守り、大切にできる子どもたちの育成に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 3番、城員増夫君。

○3番（城員増夫君） 再質問をさせていただきます。

職員の任用方針について、町長さんに再質問をさせていただきます。今ほどの答弁でもありましたように、自治体の職員ではその3分の1が非正規職員でありまして、正規の割合が高い職種としましては、保育士さんであるとか学校給食であるとか、図書館などでありまして、また、人数の多さでは一般の事務職と、このように言われております。

本町の住民課の窓口には、3人の嘱託職員さんがおられます。役場の顔とも言うべき窓口にも、病院の窓口と同じようにアウトソーシングの波が来ているのかなど、多少の違和感を持って見ております。滋賀県の学校の先生でも、正規の教員さんが1万2,000人、また臨時教員が1,600人おられるということで、先生のうち実に12%が非正規であると、このような厳しい現実も事実であります。

ところで、非正規職員さんは共済組合には入れず、旧政府勸奨の協会健保というところで加入ということになります。この健保は、財政事情が悪いことも一因しまして、

保険料が共済組合に比べて高い。そしてまた福利厚生 of 給付面においても、共済組合よりかなり劣るということでございまして、賃金が低いうえに保険料が高い、こういう人がどんどん増えてくる、これも事実であります。

町長さんのように日の当たるところを歩いてこられた方には、この非正規の辛さはわかっておられないのではないかと思わざるを得ません。

さて、健康保険法では、一般職の4分の3以上の労働日数や時間があれば、健康保険に入る義務が生じてきます。これを避けて週3を選ばれて、年収が130万円未満ならば国民年金の3号被保険者となり、また、103万円を超えますと所得税が生じてきますので、あえて労働時間を調整される方もいらっしゃいます。

また一方で、真に職を求めて生活のために不利な条件でも働いておられる方もあり、また、正規の職員として働きたいと思っておられる方も多くいらっしゃいます。

ご承知のとおり、改正高年齢者雇用安定法の成立によって、若年層へのしわ寄せが懸念される今日にありまして、官民を挙げて雇用対策に力を入れ取り組まなければならない中であって、職員の任用はいかにあるべきか、町長のお考えを再度伺いたいと存じます。

次に、不用額についてでございます。大変ありがたいと言いますか、答弁をいただきまして、ありがとうございます。何度も申し上げますが、理由がはっきりさえすれば、ヤイヤイ言うほどのことでもございませぬので、今後とも職員さんへの指導をよろしく願いを申しあげます。

最後にAEDについてでございます。私も、AEDをいざ使えとなってくると、本当にうまく使えるか、甚だ疑問に思っております。「備えあれば憂いなし」ということわざもありますので、質問をし終えた面もございませぬので、関連質問で再質問させていただきます。

総務部門の関係なんですけれども、私の今持っている町の防災マップが、21年2月現在のものですが、このマップに記載されているのは、ざっと数えてみますと23台という数字になるのですが、今ほどの答弁では町役場は20台というふうに申されました。そこへほかの施設もあるのですが、平成24年度現在、もう25年になろうとしている今現在、町役場が管理するというのか、設置しているAEDは愛荘町内に何台あるのか。また、役場以外が設置している分、先ほど高校とかおっしゃっておられましたけれど、それが何台あるのか。その辺を把握されているのか、お聞きをいた

します。

それと2点目は、AEDを使う場合は正常に作動することが大前提であります。AEDの電極なりバッテリーがあるのですが、これには耐用年数というのがあります。また、正常に作動するかどうか点検をする必要もあるのですが、この点検についてはどのように20何台分について点検されておられるか、その辺のところを質問させていただきたいと思います。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 城貝議員に言っておきますが、再質問ですので、先ほど不用額は納得という言葉でしたので、質問の時は質問ということでお願いしたいと思いません。町長。

○町長（村西俊雄君） それでは、町職員の任用についての再質問にお答えをいたします。

窓口事務等についてはご覧のとおりでございますけれども、今、各地で民間委託が進んでいます。戸籍とかああいう仕事でも、法務省は民間委託してよろしいという、確か20数目あったと思うのですが、そういう道が開かれて、大きなまちはどんどんそれが進んでいまして、うちのまちも一度、4～5年前だったと思いますが、見積もりを出させたのです。ところが、うちのまちの2万人のところで採算が合わない、受けられませんと言われて、やむなく直営でやっているというところでございます。

それから、基本的にこういう嘱託・臨時職員が多いということで、行政の目的はやはり人を雇用して救済するというよりも、住民の皆さんへの健康・福祉・教育のサービスでありますから、それが目的でありまして、職員雇用によってそれが硬直すれば大変なことになると。私も今ちょっと計算してみましたら、いつも補正予算の時には給与費明細書を付けておりますけれども、ざっと12億円人件費を見込んでおります。1人当たりで割りますと、共済費が入っておりますけれども、年間750万円、かなり大きいと。122人を仮に全部同じようにこれでやったら、大変なことになります。9億円になるわけです。今ざっと臨時・嘱託の人の合計は2億円余り、そんなフルタイム122人があるというようなことは到底あり得るわけではないですけれども、週3日・週4日という人がたくさんおられますから、それでも何億円、5億円を超えるような人件費負担だと。そうなれば福祉・教育・医療の住民サービスはあつという間にサービス低下に陥る。場合によっては赤字になる。それぐらい大きな、人件費の問題というのは大事な問題だというふうに、経営者と言うか、責任者としては考えている

ところでして、そこはやはり数字を持った対応が必要かなというふうに考えているところでもあります。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 2点目のAEDの設置の数ならびに保守点検というところのご質問だったと思いますが、まずご指摘のように、今答弁させていただきました、設置の時は20台で、町有施設につきましては設置をさせていただいております。その後の増加につきましては寄贈等もございまして、町の施設にかかる分につきましてはだいたい今おっしゃったような、毎年2台ぐらいの寄贈をいただきました経緯もございまして、最終今、24～26台ぐらいになっているかわかりませんが、そのぐらいに数になっていると思っております。

保守点検等につきましては、おっしゃったように、中にバッテリーと言いますか、電池が入っておりますので、この年数が2年間でございまして、これらについては2年ごとに一般会計で予算計上させていただいて、定期的に更新をさせていただいているところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。再開を1時からとさせていただきます。

休憩 午前11時51分

再開 午後0時58分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉岡忍ミ子君

○議長（本田秀樹君） 11番、吉岡忍ミ子君。

〔11番 吉岡忍ミ子君登壇〕

○11番（吉岡忍ミ子君） 11番、吉岡忍ミ子。一般質問をさせていただきます。身体の不自由な人々の災害対策についてでございます。

昨年発生しました東日本大震災が起きて、早や1年9か月が経ちます。その復興は遅々として進まず、厳寒を目前にして被災者はどのように過ごされているか、胸が痛む思いであります。世界的にも異例となった大震災となりましたが、その二次災害とも言ふべき原発問題は、今なお新聞紙上にも連日掲載され、原発の是非論は次期衆議院議員選挙戦での1つの大きな焦点になると思っております。

福井県の大飯原発は現在、国の認可を得て稼働しているわけですが、あまりにも身

近な原発だけに、恐怖感を覚えるのは私一人ではないと思います。

ところで、災害は原発問題だけではなく、東日本大震災でも様々な形で人々の暮らしを襲いました。人命はもとより家屋や事業所・施設・学校などの**倒壊**・流出、さらに道路の決壊など、現在全国各地でもこうした災害に対してどう対処すべきか、様々な形で住民を対象にした防災訓練が実施され、本町においても学区ごとの防災訓練が実施されております。

ところが、これは一般住民のみを対象にした訓練であったわけですが、私が最も危惧しているのはむしろ身体の不自由な高齢者、また老人ホームなどに入所しておられる方々であります。あるいは、本町からもお世話になっております隣の養護学校などの生徒たちに対して、万が一の災害に対し、私たち住民はもとより行政として徹底した危機対策が必要であり、特に老人ホームなどの施設においても従事するスタッフのみでは全く対応することは不可能だと思います。

災害時における施設からの避難場所の受け入れなど、行政をはじめ消防署や警察署、災害対策機関の俊敏な対応、その他いろいろな角度からのマニュアルが必要であり、こうした身体の不自由な人々（介護者）をお世話している施設などへの災害対策は、行政としてどのように対処されるのかお尋ねいたします。

また、町長は本県の町村会の会長という立場におられ、町村会内でも多くの老人会の施設や養護学校などがあります。適切な事例などがあればお聞かせいただきたいし、また、町長としての思いも重ねてお尋ねいたします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 吉岡議員のご質問の「身体の不自由な人々の災害対策について」、お答えをさせていただきます。

社会福祉施設等の入所者災害時対策につきましては、愛荘町地域防災計画において、災害時要援護者は自力避難が困難であることから、防災関係機関は各施設および地域社会の協力のもとに対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの方歳計画策定と訓練実施、指導・啓発、避難支援など種々の施策の推進に努めることといたしております。

介護施設等サービス提供事業者におかれましては、事業所指定の基準として災害に際しての具体的計画の策定や関係機関への通報および連携体制を整備するとともに、

日頃から地域の消防団や住民の方々と連携を図り、消火活動や避難誘導への体制づくりを進めるよう、事業所の指定権者である県の実地監査において指導がなされているところであります。

本町には2か所の特別養護老人ホームがありますが、両施設とも年2回の防災訓練を昼間と夜間に分けて実施されています。また、緊急時や夜間の連絡体制等を定める防災マニュアルについては、策定されていない施設もあり、今後マニュアルを早急に備えるよう要請していきたいと考えております。

次に、自力避難が困難な人たちにつきましては、課題が2面あります。1つは施設や養護学校の人たちの避難受け入れ先の確保、もう1つは施設や養護学校が地域や他の施設の人たちを受け入れる福祉避難所としての役割を担うことでもあります。

甲良養護学校には現在、町内から19名の児童生徒が在籍されており、先日、学校からこれらの生徒の保護者への災害時の情報連絡や避難について対応方を町へ要望されたところでもあります。

介護施設や養護学校、そして在宅の要援護者が避難する場合の受け入れ先につきましては、一般の避難所では健常者の方々とともに避難生活を送ることが難しいため、他の安全な介護施設や養護学校が災害時の福祉避難所としての役割を担っていただけるよう、今後、地域防災計画の見直しをする際に検討してまいりたいと考えています。

このように、施設収容者や在宅の要援護者が避難する先として、災害時には特別支援学校や安全な施設を福祉避難所として受け入れられるよう指定し、相互協定しているところが他県でもあります。こうした課題に対応するには、学校や施設との個別の協議では難しい面があり、今後、広域的な対応として本町を含む湖東定住自立圏において協議することも一方法かと考えています。

最後に、県下の事例としては、多賀町において2か所の老人福祉施設が福祉避難所として指定されているということでもあります。県町村会としては、今のところ共通のテーマにそのことがなっておりませんが、今後の検討課題に取り上げられるよう提案をしていきたいというように思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 11番、吉岡忍ミ子君。

○11番（吉岡忍ミ子君） 11番、吉岡です。今の町長の答弁を聞かせていただきまして、一般の避難所では健常者の方々とともに避難生活を送ることが難しいためと

いうことをおっしゃっていただきました。

そういうことから勘案しまして、私も先日、東北の災害の時に、おもてには出なかつたけれども、寝たきりとか重度の方、そういう方をどういうふうに対処したら、もっと死亡者が少なかったらろうということを思ってこの質問をさせていただいたわけなんですけれども、そのあとに介護施設や養護学校が災害時の福祉避難所、そういうことを町長は今おっしゃっていただいておりますけれども、寝たきりとかベッドが必要なお方、そういう人にはやはり仮設のベッドとかそういうものが必要であって、施設等が避難場所になるのはよろしいのですけれども、仮にそういう方が手を挙げて「私のところでさせていただく」というようなことを言われました場合に、町として何か手助け、補助的なものですが、そういうことは町長としての考えはあるのかというのを再度聞かせていただきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 今もおっしゃったとおりですが、施設に避難する場合は、施設の収容者がおられますから、そこへまた、いわばなだれ込んでくるということで、かなり大変な状態になると思うのです。

もちろんその場合には、そういうことを想定しながら必要な経費等について行政が支援していくという、これは水戸市というところでは市内の4つの養護学校と障がい者施設との協定等を結んでおりまして、応分の行政としての準備経費というのか、そういうものを見ているというのがございました。施設同士がなかなかそういうことも難しいので、そういう時には、これはやはり避難を誘導していく、避難ということについては行政としても大きな使命でありますから、何らかの支援策を講じていく必要があると思っております。

○議長（本田秀樹君） 11番、吉岡多美子君。

○11番（吉岡多美子君） 11番、吉岡でございます。今、町長がたくさんのお方を受け入れないといけないということなんですけれども、そういう場所を施設が提供するとか、そういう考えをお持ちということ、私はあえて、そこに入っておられる方だけではなくに、住民のお方で寝たきりとか手のかかるお方、そういう人も皆、町としたらやはり住民皆さんを助けないといけないという、尊い命を守らないといけないという立場上、そういう方がおられた場合には、今町長にお尋ねしましたのは、補助的なことを考えておられるかということをお聞かせもらったので、今答弁で

はそういう方向も考えられるというお考えでございますか。そういうふうを受け止めてよろしいのですね。ありがとうございます。その答弁をいただけますか。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 先進地もありますので、こういった事例をよく研究しながら、地域防災計画に折り込めたらなというふうに思っております。

◇ 辰己 保君

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

〔15番 辰己 保君登壇〕

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。一般質問を行います。

まずはじめに、町が出しています集中改革プランにおける一般職の職員の定員計画について質問を行います。

愛荘町は、2町合併する際に交わした合併協定書において、「一般職の職員の身分の取り扱い」では、「職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理に努める」と確認しています。合併協定に基づき集中改革プランでは、指定管理者制度等の委託業務を増やして一般職の職員の減員を進めていくというものでした。それが5か年計画で22年度までの計画が示されています。今日では、定年退職者等の要因で適正化計画に沿った減員が行われて気ましました。

平成24年度当初における一般職の職員数は167人です。先ほどの答弁では166人です。この職員数が本当に適正員数か、疑念を持たざるを得ません。なぜなら、公立保育園では一般職員8名では不足しているために、嘱託保育士8名・パート保育士1名を雇用しています。幼稚園においては複数担任制の実施により、14名の正規職員に加えて11名の嘱託講師・臨時講師を雇用しています。現場の責任が重く問われる保育園や、特別支援体制を充実させている幼稚園が、正規職員と非正規職員とが半々である実態こそ問題ではありませんか。正規職員の増員を図られる考えはないのか、見解を求めておきます。

介護事業においても同様のことが言えます。介護事業は、住民の日常の把握に努めなければなりません。担当職員は、昼間は訪問活動など住民とのかかわりに費やされ、昼間の活動整理と対処計画等の事務処理が終わるのが夜半というのは日常茶飯と聞き、事務処理が滞れば休日出勤していると聞いています。必要な部署に人員が不足してい

るのが実態です。定員適正化の名のもとで、必要な部署に人員を確保することができなくなっています。

確か定員適正化計画の説明の時、「職員数の適正化によって職員の専門性を高めることができる」と、豪語する説明を受けました。このような実態を黙認・追認していたら、専門性の向上と継続性が図れなくなります。理論だけでは住民サービスを提供することはできないわけです。町民の安心・安全のためにも、一般職員の増員を図ることを求めて、答弁を求めます。以上、質問とします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 職員の定数管理の基本的な考え方につきましては、先の城員議員のご質問にもお答えをさせていただきましたとおりで、安易な公務員増を極力抑制し、住民負担の増大を抑えながら、福祉・医療などの新しいニーズやサービスに人材を振り向けていく方針を取っております。

そのため、人件費コストを上昇させる事なく、最小の経費で最大の効果を求め、効率的に運営するため、先のご質問にもお答えいたしましたとおりあらゆる手段を駆使いたしているところであります。現在はまだその途上でありまして、専門職員の確保について年間を通じて努力いたしておりますが、いまだ十分な体制ができていないと思っております。

職員定数管理のためにそういった専門職員を抑えているのではなしに、人材が確保できないというのが本当のところであります。

そういった中で1点目の保育士・幼稚園教諭の正規職員についてであります。国が定める配置基準を参酌して、各クラスごとに正規職員と臨時職員の複数担任制によるほか、障がいを持つ子どもたちの状況などから加配の臨時職員を配置するなど、児童の安全確保に努めているところであります。対象児童や入所児童数の増減にかなり影響されることから、嘱託・臨時職員で対応いたしている状況であります。

特に民間保育所に措置されている手厚い国の補助は、**公立**保育所に対してはありません。その理由は、基準的配置については交付税で見ているということではありますが、ほかの職員については一般財源（税等）で見るということになっております。現行保育料を上げることなく、これを維持しつつ、ほかの団体と同様、国の基準を超える職員などの配置については、嘱託職員となっているところであります。

しかしながら、この配置が恒常的になっていることに対しては問題意識を持っております。

また、2点目の介護・福祉部門の職員につきましては、これまで保健師・社会福祉士・臨床心理士・保育士などの専門職員の採用に重点を置いてきました。喫緊の課題は地域包括支援センターの切迫した状況の打開であります。現在、人材の確保に最大限の努力を傾注いたしているところであります。特に支援センターは専門職配置に主任ケアマネジャーなど厳格な資格基準がありまして、社会的に人材不足の中ではありますが、職員の公募や現在の職員の資格取得を進めているところであります。

また、福祉課の欠員補充のため10月1日に正規職員の異動を行ったところでありますが、行政需要が急激に高まっている保健・福祉・介護分野における人材確保に向け、引き続き全力をもって対応していきたいと考えております。

今後、行政需要の増加や専門性が一段と求められ、業務の継続性や人材育成などの観点から、即戦力となる退職職員の再任用制度に導入や、専門性を有する分野に必要な職員を配置できるよう、人材の確保に努めたいと考えているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。再質問をさせていただきます。

私の前に城貝議員さんが同様の角度の一般質問で、全体的な町長の考え方というのが理解することはできました。その理解というのは了解したという意味ではなくて、考え方がわかったという意味であります。

それで、皆さんも当然この新聞記事は読まれているのだろうとは思いますが、自治体の臨時・非常勤職員、関心のある方はこの新聞記事を読まれている方だと推察しております。そのうえで質問をします。

この記事中にこういう自治体があると。もし職員さんも読んでおられなかったら、職員さんもしっかりと聞いていただきたいと思います。地方自治法で非常勤職員に認められるのは、報酬と交通費のみ。非常勤職員の仕事は臨時的で、生活給ではなく勤務に対する給付とみなされるため。ただ、近年は東京都西東京市のように内規を定め、非常勤職員にボーナスを支給する例もある。大阪府枚方市に対して、実態が常勤なら非常勤職員のボーナスと退職金支給を認めると大阪高裁の判例も出ているというふうなことに変化が起こっていると。

要するに、非正規職員さんの本当に劣悪な就労実態、これの告発によってこうした

状況が生まれているのだということを、私は皆さんに共通認識でもっていただきたい。官でワーキングプアをやっているならば、本当に先ほどの答弁ではないのですが、人的と言いますか、行政は住民さんを救済するのではなくて、住民サービスを提供する。そのために事務事業をいかに効率化するかという解釈で、私は先ほどの答弁を聞いていました。しかし、今のこの愛荘町の実態は、その住民サービスを提供するための人材、町長もそれは認められているわけですが、特に専門的人材を確保できていない。よって、人材を育成することも、されてはいるのですが、当然勉強会に行っていますから、でも、継続性ができない。というのは当然、3年もしくは何人かには異動するという、これは宿命であります。

そういったところから見れば、本当にこの 166 人の正規職員でいけるのだろうか。町長は先ほど勢いよく言われたのですが、1割の自体もあるなんてことを言われたのですが、前後の言葉を自分自身は解釈をできていないので、そういうような発言があったような気がするのですが、そうではなくて、本当に今必要なのは、急速に人材を育成しなければ、逆に町長が先ほど言われたように、町村を潰すような道州制に反対だとか言うておられる立場なら、もっともこの愛荘町を大事にする。そのためには職員を、その働き手をどのように育成するかということには、もっとも力を入れなければならないというふうに思うのです。

私はもう一度町長に、本当に幹部職員が人材を育成していく、住民サービスを提供するための人材を確保していくための強い決意を示していただきたい。その考えを改めて、ここでこうした考え方も出てきているわけで、非正規職員であろうと、そうした働きやすい職場、そこで、ややもすれば人材育成がなれば正規職員に雇い上げていく。そうした計画性と言いますか、そういうものも必要になってくるのではないかと。逆に愛荘町をよくしていただいた非正規職員、その人を正規職員に上げる。採用できないのかどうかということも含めて総合的に考えていくことが必要になってきているのではないだろうか。また、非正規職員の方であっても、本当にやりがいのある行政事務、一般職の仕事をするという点では、この記事のこうした考え方を一度検討できないだろうか。先ほど何か9億円要るのだとか、そんなお金は要らないと思いますが、どのようにするか。どういうふうにするかは内部で協議すれば、本当に非正規職員の方でもやる気の起こせる職場づくりができるのではないかとこのように思うわけです。

これには研修ももう少し要るだろうとは思いますが。私は非常によい記事だなと思っ

て取っておきました。その点で、こうした考え方に対しても町長の考え方を聞いておきたいと思います。

第2期の定員の適正化計画、平成18年から22年までの5か年計画で今進んで、175人というラインでした。その後の計画がつくられているのか。現状にそぐう定員管理計画、定員をしていきたいということで、これからの5か年の計画はつくられていないのか。その点についても答弁をいただいております。

いずれにしても、このことだけは申し上げておきます。本当に民間も官もワーキングプアづくりに競争しては、本当の意味でのまちづくりはおこせないのだということだけを申し上げて、答弁をいただいております。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 何点か再質問いただきましたので、お答えをいたします。

まずは、確かに非正規職員が非常に多い人数になってきている。これからやはりそういう人たちも気持ちよくみんなと一緒に住民のため働いてもらうためには、もう少し待遇について改善しないといけないなという意識は持っていて、例えば休暇制度とか時間外勤務も対象外になっていますし、今言われたボーナスが支給できるのかどうかといった問題とか、何点も問題点はあるのですけれども、これは今の現状がいいとも思っていませんので、できるところはどこら辺にあるか、ぜひ検討をしていきたいと思っています。

また、頑張っている非正規職員は正規職員にというお話もございました。これは採用の公正性といった問題から制限がありますし、今も嘱託・臨時の方が公務員試験を受けている、うちの採用試験を受けている例はたくさんございます。今はまさに公正性が一番大事なことでありますから、そういうことはあまり考慮せずに、成績主義・能力主義で採用を徹底させていただいておりますが、経験を積んだ人たちについては、そういう機会をぜひとらまえて、どんどん積極的に試験を受けてほしいなというふうに思っているところです。

それから適正化計画については一応目的は達したということで、今のところ次の計画は持っておりません。2万人のまちに今の160数人が適正なのかどうかというのは、私どもも類似の団体といつも見比べております。総務省にはいろいろな人口累計、面積とか産業類計で、累計からして平均的職員数というデータを持っておりまして、それとも比較をいたしておりますが、まあまあ平均的なところかなと。決して削り過ぎ

てないというふうには見ておるところです。公務員王国になっても困りますので、ここはやはり効率を上げて、その経費をできるだけと言いますか、住民の皆さんに還元していくというのが私どもの仕事でもありますので、それをするサービスも提供するの職員でありますので、だからどんどんそれを増やせば提供できるのかといったこともあるわけですが、その辺は必要な部署、必要なサービスの提供には人材を投入していくということが非常に大事かなと思っております。

今のところ、まだまだそういう部門に対しての人材確保が思うようにいってないといったところがございます、最大の努力をしていきたいと思っております。

◇ 嶋中まさ子君

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

〔2番 嶋中まさ子君登壇〕

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子。一般質問をさせていただきます。1つは「原発の廃止に向けて」ということと、2つ目は「通学の安全確保のために」ということで質問させていただきます。

衆議院議員総選挙が今月4日に公示され、16日の投票日に向けて全国各地に選挙活動が活発になる中で、特に今回の選挙の争点の第一にあげられる原発の今後の有り方について、各党の党首の見解を見ましても、福島原発事故で犠牲になられた人たちに対して、原発の安全神話のもとに原発推進を進めてきたことに対して、何の反省と謝罪もないことが残念に思っております。

1年9か月前の今頃、ちょうどこの議場で揺れを感じたわけですが、その大惨事を経験して、現在も福島の原発のすぐ近くに住んでおられた住民さんは我が家に帰れなくなっている悲惨な現状を思いますと、私は一旦今回のような大惨事に陥ると取り返しのつかないことになる原発の存在の恐ろしさを思い知った気がしております。

また、そこから排出される放射性廃棄物の処理もままならないような原発については、一日も早く廃炉にすべきと考えております。

そこで、町長はかねてから「原発依存からの脱却」とうたっておられましたが、この間の状況変化の中で、改めて町長の今後の原発政策へのお考えを聞かせていただきたいと思っております。

そして次に、先日、長浜の芸術文化会館におきまして県の防災危機管理局原子力防

災チームによる「地域で築く！原子力発電所の透明性」と題してのシンポジウムが開催されました。その趣旨として、原子力発電所に関する情報の透明性を確保する手段として、関係市町村住民や事業者など様々な関係主体が参加し、情報の共有や議論を行うことが大事であるということとして、事例としてフランスのそういう事例の紹介がなされ、また、新潟県の柏崎刈羽原発の「地域の会」の代表の方が、この10年間の取り組みを縷々報告をされました。

それを聞かせていただきまして、現実に稼働中である大飯原発について、私たちも常に情報公開を求めつつ、万が一の時の防災活動に向けてさらに積極的に住民をも含めた取り組みが必要と考えます。そういったことに対する町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

次に「通学の安全確保のために」ということですが、今年に入り通学路の安全性確認や点検などの取り組みが行われてきております。その中で各小学校のPTAの方々から改善要求がたくさん出ていたと思いますけれども、その中での改善が実施できた主な点をお聞かせいただきたいと思います。

そして次に、先ほど西澤議員が中宿の国道の交差点のことをおっしゃいましたように、私も国道8号の愛知川の交差点付近のことについて心配しております。毎日の登下校である交差点を、愛知川東小学校の生徒だけでも100人前後が通学路として利用しております。また、愛知川小学校や愛知中学の生徒たちも合わせると、ほぼ200人近い人たちがそこを通学路として徐々に増加していると聞いております。

しかし、国道のため横断歩道を渡ろうとする人にとっては信号待ちの時間が長く、退避していてもスピードを出して走り抜けるトラックなどに巻き込まれそうで怖いという状況であります。これまでも横断歩道の幅を広げるなどの取り組みをされてきているようですが、この交差点は先ほどと同様、歩道も不十分な状況でして、今後も安心して利用できる交差点としての改善が求められます。これまでの取り組みと今後の対策についてお尋ねしたいと思います。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 嶋中議員の1点目の「原発の廃止に向けて」のご質問にお答えをいたします。

現在、衆議院議員選挙の真っただ中ではありますが、各党各候補者の考え方は

「原発の維持」から「直ちにやめる」まで様々であります。今回の選挙は争点がいくつかありますが、私はこの選挙に国民がどんな判断をくだされるのか、大変関心を持っているところでございます。

私の原発に対する考え方は、今までの考え方といささかのブレもございません。つまり、二度と起こしてはならない原発事故が二度と起こらない保証はない、**福島での神話**がウソになったように、日本人の好きな神様でも二度と起こさない約束をされないというふうに思います。私は、後世にまで不安と憂いを残す原発はやめて、再生エネルギーに転換していくこと、無理やり稼働した大飯原発も現在電力は足りているのですぐに止めること、古い原発から廃炉にすることなど考えています。

夏のピーク時でも大飯原発の稼働なしで乗り越えられたことは証明されているところであり、今でも20%以上の余裕があるということでもあります。全国の電力会社の原発も、大飯以外、全く動いておりません。原発がなくても電力が不足するという事は、現在でもないのであります。たとえ原発が止まっても、使用済み燃料の始末という全く先の見えない、途方もないツケを国民が背負いました。私たちの後世にまで償いきれないほど大きな大きな負担を残してしまったと思います。原発をやめて、他のエネルギー転換の行程表もなく、現実的でない、だから原発に頼らざるを得ないという批判がありますが、これは考え違いも甚だしいと思います。

今、この小さな愛荘町には住民の皆さんの大きな取り組みが進んでおります。個人区住宅の太陽光発電設置の動きであります、当町が実施いたしております補助金の申請状況は、今年度11月現在で既に96件、その発電量は440kW、住民の投資額2億3,000万円であります。日本の人口1億2,700万人は愛荘町の6,000倍でありますから、愛荘町民の取り組みを6,000倍いたしますと、発電量260万kW、国民投資額1兆3,000億円と、単純に計算したのですけれども、これは地域経済へ大変な大きな効果をもたらすこととなります。パネルなどの原材料は概ね国産材が使われているようですけれども、工事は地元業者が担いますから、地産地消型の住民発電所であり、再生可能エネルギーの開発は地域経済活性化の原動力になると思います。

つい先日、経済産業省が再生可能エネルギーの認定を受けた今年上半期4月～10月の発電施設件数を発表いたしました。これは国も補助いたしておりますので、その認定が必要であります。これによりますと、件数は14万6,800件、総発電出力は115万kW、原発1基分を上回る規模に達したと発表をしております。さらに、このうち

91%が 10kW 未満の個人住宅の太陽光発電だったと発表をしています。

1,000kW 以上のメガソーラーは全国で 340 件で、全体の 0.2%だったようでありま
す。新聞には派手に報道されていますけれども、件数としてはごく微々たるものとい
うことであります。

経産省の今年度導入予測は 250 万 kW でありますけれども、それを後半はさらに加
速される勢いで増えておりますので、十分上回ると経産省自体は見ているようであり
ます。

このことは、今年 1 年で原発に 2 基分をはるかに超える電力を住宅用太陽光発電で、
しかも全額国民の負担で、出資で生み出したことになります。日本の電力需要は約
9,000 万 kW、そのうち約 3 割が電力発電、3 割ですから 2,700 万 kW 前後だと思
いますけれども、これが原子力であります。つまり、太陽光発電で毎年 270 万 kW 増
やせば、10 年で原子力に達します。現在は原発でなく火力に頼っていて、それでも電
力は十分足りておりますけれども、将来は化石燃料から CO₂ を吐き出させない太陽
光・水力・風力などの再生エネルギーへの転換は十分可能であり、国は早急に計画を
具体化するべきと考えます。

それにいたしましても、愛荘町住民の取り組みはまさに全国の縮図そのものだった
と感心した次第であります。ちなみに、本町の太陽光発電の普及状況ですが、関西電
力に承認されている現在までの件数は 487 件・1,935kW であります。3. 1 1 以降の
昨年から急激に増加いたしました。今後は世帯数の 2 割程度・1,200 件程度の導入
をめざしたいと考えております。

一方、企業の動きでありますけれども、コクヨ工業が自社工場の屋根に 200kW の
太陽光発電の現在工事中であります。ほかにも自社の遊休地に 500kW 程度の規模で
計画中の企業を聞いております。

なお、当町では教育施設中心に 5 か所・72kW の太陽光発電を現在行っております
が、今後は公共施設の屋根の強度等を勘案しながら、公共施設の屋根を活用を図りた
いと考えております。現在、各地で今とられておりますのが、屋根を貸して、その上
に事業者が発電をさせる。公共施設は使用料をいただくと、こんなことがかなり広が
っておりまして、25 年度そういったことについても検討していきたいというふうに
考えています。

次に、大飯原発の情報公開についてでありますけれども、現在、滋賀県と関西電力

との原子力安全協定を締結するべく、先般、知事や県内地元の市長ともども関西電力に申し入れをされたところでもあります。その内容は、まず県への連絡事項として、発電所内で行う公示、運営の状況、放射能測定の様況、異常事態発生時には非常用炉心冷却装置が動いた時、また放射性物質が漏れた時、発電を停止した時、出力を**変動した**時、発電所の一部が故障した時、火災が発生した時、放射性物質の輸送中の事故、放射線被ばくした時などについては、必ずその連絡を県にするとということになってございまして、公表をしていくということになっているのであります。

次に防災計画についてであります。東日本大震災後、防災意識が高まり、町におきましても現在、地域防災計画の見直しに取り組んでいるところであります。最も苦慮いたしておりますのが原発事故を想定した住民の避難計画であります。県外を含めた広域避難計画が必要となりますが、全国で初めて島根県が40万人の広域避難計画を策定されたところでもあります。当町といたしましては、県内・県外を含め機会あるごとに一般的に防災協定を進めていますが、広域避難計画についてはなかなか具体的な方策が見えていない状況であります。

こういったものを含めた協定としましては、姉妹都市の那賀川町との防災応援協定、それから先般協定いたしました。関西2府4県の約60数町がございまして。この町村会として阪神・淡路大震災の時応援協定ができていたのですけれども、3.11を踏まえて新しく津波と原発事故を想定した協定に切り替えました。それぐらいでありまして、つい3日前ですが、藍住町へ3町の麻フェスティバルのために出席してきてまして、ここで3町の町長が、東吾妻町は代理の方でしたけれども、相談いたしまして、この問題が出ました。3町はお互い離れているから、避難計画では一番いいではないかというようなことで、早急に3町で広域の避難計画を含めた応援協定を結ぼうということが話ができてまして、年明けたらこれを進めていきたいと。それぞれに広域の災害の不安があるようであります。東吾妻町は火山と言っておられました。大きな火山が2つあって、江戸時代後期にも何千人も亡くなったことがあると。藍住町は南海トラフの津波想定被害地に入って、吉野川の流域でもあるということで、3町ともそれぞれの不安がある、それぞれやろうということになりました。

そういった中で、今後とも原発から非常に近いこの地域にあっては、それぞれのご家庭や地域や職場においても普段から避難や連絡方法などの対応・備えについて話し合っただけならば幸いかと考えているところであります。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

〔建設・下水道課長 中村喜久夫君登壇〕

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） 嶋中議員のご質問のありました通学の安全確保の1点目でございます。登下校中の安全性の確認や点検の取り組みの成果につきまして、答弁をさせていただきます。

今年4月以降、登下校中の児童等の事故が相次いだことから、学校・PTA・警察・土木事務所・役場が連携して、通学路の安全点検を6月に実施いたしました。その結果をもとに通学路における危険箇所を明示し、対策について一覧表にまとめ、町のホームページに掲載予定でございます。

先般の全員協議会でも説明いたしましたとおり、路側帯のカラー表示を実施し、ガードレールなどを設置していく予定になっております。

次に、2点目の国道8号の愛知川交差点の改善や対策等についてお答えをさせていただきます。国道8号の愛知川交差点の安全確保につきましては、再三ご質問をいただいております。以前から国道を安全に横断するため、歩道橋や地下道について設置要望をしてきたところですが、設置条件や用地確保の問題から大変難しく、当時、信号機で横断していることに鑑み、歩道および歩行者溜まりの用地確保に努めてまいりました。その結果、横断歩道の幅を5mから15mに広げ、歩行者などが短時間で横断できるように施工をされてきたところです。

この工事により、一部の歩道確保が実現でき、通学路の安全確保が一步前進したと認識しております。現在の歩道および歩行者溜まりが狭い状況ですから、国道事務所に引き続き要望をしてまいりたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 嶋中まさ子議員。

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子。再質問をさせていただきます。

まず原発の廃止に向けて、町長も今までの考えとブレることはないということでお聞きいたしましたが、それとともに情報公開、実態状況報告、議会改革の共有化に向けてということで、再度質問させていただきます。

2010年の時の震災以前の原子炉の数を見せていただいていますと、アメリカが104基、次いでフランスが59基、日本が54基だったようで、日本は3番目に原子炉の数が多いそうです。そういう中で、この間のシンポジウムでもお聞きしたのは、フランスなどはそういったことに対する原子炉の廃棄物処理場などもどうするかという

研究所というのがあるそうなんですけれども、そういったことの取り組みに対してやはり地元住民との間の情報の仲介や、それからそういったことへの意識共有化ということと、意見聴取を行う、そういったことが制度化されているようです。

フィンランドも 40 基ほどあるわけなんですけれども、そんな少ない原子炉の中でも一番各廃棄物の処理場、きちんと安定的に今つくっているのがフィンランドだそうございまして、フィンランドでも地元自治体の賛成が必要とされるほか、自治体や住民の意思・意見反映が制度面でも確立されているというそうです。

私も昨日、敦賀原発が活断層の上にあるということが報道されたことで、廃炉が必至かということが報道ステーションでもされていましたけれども、大震災後に愛知川の防災組織のメンバーで敦賀原発の研修にやらせていただきました。まるで私たちはお客さんなんですね。私も丁重に扱ってもらい、「安全ですよ」と、当然ですよ、原発の会社ですから、各電力会社が株を持ち寄って原子力発電所という株式会社をつくっているわけですから、その方はそれがお仕事ですので、これをやめるということは自分たちのお仕事がなくなるということですから、本当に震災後の取り組みも一生懸命きちんと説明はしていただきましたけれども、今日まで何も知らないで安心してきたなということと、やはり原発産業については私たちは信頼とか透明性とかはほど遠いところにいるなということと、本当に実感いたしました。

この間のシンポジウムも福島市で被ばくした方、原発から 100 km 離れているところに福島市があると。そんなところだから自分は安全だと思って、最初は 20 km とか 30 km が危険だと言われていましたから、100 km も離れていたら大丈夫だと思っていたのに、風向きがどうしても通りになっていて、100 km でも随分被ばくしたということだそうで、それで今、長浜まで避難してきた方がシンポジウムで意見を発表されていて、当日、嘉田知事も原発の放射性物質拡散予測結果ということで、こういう資料を皆さんに配っておられました。ここにもちゃんと愛荘町も入っているわけです。100 km 前後ありますから。そういった状況は、もちろんこれはいろいろな状況によって変わるわけなんですけれども、やはり今、震災からこれだけ経っても、福島ではまだ 16 万人もの人たちが自主避難なり強制避難で避難生活をしていらっしゃるって、原発の影響に対する不安を一生持ち続けなければならない日々を送っておられるわけですし、やはりこういったことの情報私たちがもう少し知り得る努力をしなければならないし、そういう手立てを町としても、先ほど県とか広域とかいろいろな部分で情報をもらえ

ることになっているとおっしゃってくださっていますけれども、実態をもう少し住民にも知らせると言うか、住民と共有する努力を今後していただきたい。何も知らないと言うことがよくわかりましたし、こういった時にはこうするという、そういう手立てのことも、どうしたらいいかということもあまり考えずに毎日過ごしているような気がいたしますので、そういった取り組みについても一度措置を考えていただかなければならないのではないかと思いますので、そこら辺をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、通学の安全確保のためにということで、全員協議会でもご報告いただきましたので、いろいろ鋭意努力して下さっているということでございますけれども、まだまだ要望を私も見せていただきましたら、あそこに信号が欲しいとか、横断歩道や道路標識の書き換えとか、歩道と車道の区別とか、いろいろな部分で要望を見せていただきまして、これからまだまだ改善もしていただくことが要るのではないかなという点もございますので、引き続いての特段の取り組みをどうして下さるのかということと、前回の議会でも、私は愛知川栗田線の拡幅の調査ということについて質問させていただきましたが、調査も始まっているということでしたので、それと並行して国道8号の交差点の部分、愛知中学校の子どもたちは自転車でそこを渡って、退避所がないのですね。そういったところに対する、中学生や小学生だけでなく一般の人たちも、本当にあそこは退避所がなくて渡りにくいと、なかなか旧態依然のままである、これだけ人口が増えていても、渡る人が増えていても旧態依然のところがありますので、そこら辺の人たち、一般の人たちへの配慮も含めて改善していただけるかどうか、そこら辺の方向性ももう一度聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 原発に対する情報の住民の皆さんとの共有化といった問題をいろいろ提起されたと思うのですが、テレビや新聞等はかなりいろいろなことを報道しておりますが、町として何ができるかというのはなかなか難しいところがあるのですが、今後、防災計画を樹立していきますし、そういった中でのまだ住民への説明等の中でそういったものも入れていくことがだいじかなと。

原則、講演会等も持っておりますので、そういった中で地元の方々のそういった話をみんなで聞くということも1つの方法かなというようなことも考えているところで

す。

○議長（本田秀樹君） 農林建設主監。

○農林建設主監（山田清孝君） 通学路、とりわけ歩行者の安全確保につきましては、先ほど来答弁させていただいておりますとおり、国の持ち分、あるいは県の関係、町の関係、そういったものも管理の区分に応じて努力をしているところでございます。

先ほど来質問いただいております部分につきましては、特に事業課におきまして歩道の確保、そういった問題は言われるわけでございますが、特に我々のそういった道路の関係、河川も含めてですけれども、事業課において事業を計画する時に、用地が確保できたら半分達成できたものと思われざるうちに、用地確保が難しいわけでございます。今ご要望いただいておりますいろいろな路線の事業の問題、それから各自治会においてもいろいろな問題が言われているわけでございますが、用地確保について自治会等とも十分協議をしながら、事業の推進に努めてまいりたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 嶋中まさ子議員。

○2番（嶋中まさ子君） 再々質問させていただきますけれども、大飯原発は再稼働されました。敦賀とか美浜とかはできていませんけれども、廃炉にするにはものすごく時間もかかるし、今後どうなるかもわかりませんし、実際、万が一の時は放射性物質が底からも出てくる可能性もあるというようなことですので、そういった状況も、大飯原発だけが今稼働しているから問題というだけでなく、既存の今止まっているところもやはりいろいろな問題性を含んでいるのではないかなと思いますので、その情報提供もしていただけるのかどうか、そこら辺のこの情報収集もしていただけるのかどうかもお尋ねしておきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 今止まっているところの、私も美浜には視察に行ったことがありますけれども、使用済み燃料はまだあそこに一杯残っているようで、こういったものを今後どうしていくのかなというのは本当に不安に思います。

なかなか情報が入らない、なかなか発表しないというところもありまして、今後、県などを通じてできるだけ情報を出すように、止まっているところにおけるいろいろな問題もあるはずですから、まして廃炉などで工事が始まったら、その工事も何十年とかかると言われていますから、そこから漏れないような施策がちゃんと取れるのかどうか等、いろいろな問題が出てくると思いますので、そういったことも十分関心を

持って、いろいろな問題点を当局にも県を通じて聞けるようにしていきたいと思えます。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。再開を2時15分とさせていただきます。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 徳田文治君

○議長（本田秀樹君） 6番、徳田文治君。

[6番 徳田文治君登壇]

○6番（徳田文治君） 議長の許可のもと、ただいまより6番、徳田文治、一般質問を行います。

地方分権時代においては、自己決定・自己責任の原則に立ちながら、共に考え共に取り組む「住民と行政との協働」によるまちづくりがこれまで以上に必要不可欠である。本町の将来像と掲げた「心ふれ愛・笑顔いっぱい元気な町」を実現するために、自治基本条例に何を規定すべきかについて、平成21年2月6日付けで諮問を受けた（仮称）自治基本条例策定検討委員会において協議・審議され、平成22年7月8日に答申された。

その後、フォーラムや職員研修会や議員研修会などで説明があった。町は来年3月議会にこの条例（案）を提案する予定と聞いているが、改めてこの条例が意図する目的や背景について確かめるとともに、条例の実効性を確保するため、次の数点について意見を求める。

1点目、全国的に見ても活力ある自治体の形成＝自治基本条例のある自治体である。来年4月からの運用開始が必要であるが、計画はどうなっているか。

2点目、運用について、米原市の職員アンケートを見ると、「どのように運用したらよいかのかわかりにくい」との答えが多かった。ただ成立しただけでは不十分である。有意義な運用のために、町民も含めた（仮称）自治基本条例運用推進室を設置し、町民主体の自治の確立をめざすシンボリックな位置づけとし、ここから町民へ情報発信を行うことが重要ではないのか。

3点目、将来的には、この自治基本条例運用推進室を百人委員会からの提案にもあ

った、行政に代わり住民が立案・計画・実行する自治組織タウンマネジメントセンターに発展させていくことが、自治基本条例のめざす最重要ポイントであると考えているが、見解はどうか。

4点目、自治基本条例には各分野（行政、教育、他自治体との共同など）における進むべき方向が明記されている。各関係部課における対応（準備）状況はどうなっているのか。

5点目、自治基本条例では、この条例の実効性を高め、町民等および町による推進体制を確保するため、自治基本条例推進委員会の設置を定めている。設立と同時にこの委員会も発足させる必要があるが、委員の募集要領等の準備はできているのか。

6点目、この委員会には、自治基本条例策定検討委員会で実際にこの条例の策定に携わった委員の中からも数名参加してもらい、策定時の趣旨どおり、目的の方向に遅滞なく進んでいるのか、意見を求めるのが有効ではないか。

以上6点、質問をさせていただきました。どうかご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 徳田議員のご質問にお答えをいたします。

ようやく地方分権の理念が浸透してきましたが、従来の国や県主導のまちづくりから脱皮し、これからの時代は地域のことは地域で考え、責任を持って自主・自立の理念で真の地方自治の実現をめざす、そのためのルールを定めようとするものであります。

自治基本条例は全国で253団体が制定しておりまして、県下では既に4市1町の5団体が制定済みであります。

これまで、住民、自治会、議員、職員に対しいろいろな研修会・学習会・フォーラムなどを重ねてまいりました。現在は、最終段階として条例案について12月3日から28日まで町民の皆さんにパブリックコメントを実施中でありまして、広く意見をお聞きしている段階であります。

まず、ご質問の1点目の運用開始計画について、お答えをいたします。現在実施中のパブリックコメントの意見を確かめたうえで、愛荘町自治基本条例（案）として来年3月議会に提案し、制定されれば25年度から施行していきたいと考えております。

次に、2点目の「(仮称)自治基本条例運用推進室」の設置および3点目の「タウンマネジメントセンター」についてのご提案でございますが、条例案には、この条例の実効性を確保するため「自治基本条例推進委員会」を設置することとなっております。あわせて、推進委員会にはご提案の趣旨を活かせるよう、住民参画の方法などを検討していきたいと考えております。

4点目の各関係課における対応状況につきましてですが、総合計画の後期計画見直しや組織目標の進行管理を現在も実施いたしております。条例制定後は条例に定める「持続的な発展」の具体的指針、つまり人材づくり、子どもの育成、町民の安心、自然環境の保護、歴史文化の継承、危機管理、情報の共有など、この条例の理念と整合を図りたいと考えております。

次に5点目・6点目の自治基本条例推進委員会の設置および委員につきましては、この委員会が政策の制度化や運営状況の検証評価が主たる目的となっておりますので、公募委員のほか条例案制定時の委員・識見者を含め広く参加いただけるよう検討するとともに、条例制定後、委員会が早く開催できるよう公募要領の作成など準備を進めてまいりたいと考えております。

◇ 河村善一君

○議長(本田秀樹君) 8番、河村善一君。

[8番 河村善一君登壇]

○8番(河村善一君) 8番、河村善一です。一般質問を行います。3点についてお尋ねいたします。

1つは、少子化対策のためにも、待機児童ゼロの保育園と幼稚園の充実を求めることについてでございます。

9月下旬に住民の方からお電話を頂戴し、育休が開けたので元の職場に勤めたいと思、1歳3か月の子どもを預かってもらおうとお願いしているが、預かっていただけない。何とか預かっていただけるようにならないかとの切実な要望をお聞きいたしました。

そこで、早速子ども支援課に行って尋ねて聞いてみたところ、定員いっぱい保育士の確保ができないため、今すぐは難しいとのことでありました。半年後の来年4月

まで保育を待っていただきたい、その後の申し込みをしていただくためにも、平成25年度保育所入所の申し込みを10月15日から11月8日まで出すように言われ、早速相談された方に伝えたところであります。

少子化対策がいろいろと言われている中で、出産後の産休・育休を終え、元の勤務先に勤めようと思っても、子どもを預かってくれるところがあれば勤められないことになってしまい、2人目・3人目の出産を躊躇されるのではないだろうか。お母さんが安心して出産して、子どもを預かってもらえるようにしていかないと、少子化を止めることは難しいのではないだろうかと考えます。

小学生になれば、学童保育の充実により放課後も安心して見てもらえるようになっています。小学入学前の子どもさんの保育の充実が急務であると考えます。現在の待機児童の人数とその対策はどうなっているか、お尋ねいたします。また、保育所の充実の1つに保育士の確保が求められるが、現状はどうなっているか。

保育士の確保のため、待遇面で他市町と比較した時、愛荘町は劣っていないか。勤務時間に無理はないか。愛荘町で勤めていた保育士さんが、他の市町の保育園の方が条件がよいから、勤めを辞められるとも聞いておりますが、その実態はどうなっているか、お尋ねいたします。

一方、幼稚園では他市町で3年生が進められておりますが、愛荘町での見通しはどうなっているか、教育長にお尋ねいたします。

第2点目、愛荘町の観光PRの取り組みについてお尋ねいたします。愛荘町の観光PRについて、他市町と比較して何点かお尋ねいたします。

1つ、昨年より始まった「あいしょう農家民泊」は、去年は3校、今年は2校の中学生を受け入れ、大きな成果があったと思います。来年度は現在のところ2校の中学校の受け入れが決まっているとお聞きしておりますが、修学旅行生を受け入れるについて、どのようにPRされているのか、もっと多くの中学校から年間を通して申し込みがあると思っておりましたが、現状では少ないのではないか。今後、数年の受け入れ予定数をどのように見込まれてPRされているのか。あいしょう農家民泊のPRが十分できていないのではないかと考えます。

先日、神奈川県の中学校の校長先生より、東近江市体験型旅行協議会より「教育旅行（屋外活動・修学旅行）に、農家民泊をご検討されている学校関係者さまへ～モニターツアーのご案内～」と「豊か自然に、はじける笑顔！生涯忘れない大切な思い

出。もうひとつの『ふるさと』はここにあります。」の農家民泊についてのパンフレットが神奈川県の中学校に送られたと、資料を送っていただきました。愛荘町での取り組みはどうなっているのか。今まで来られた学校はもちろん、来られた周辺の東京・神奈川・静岡・兵庫の中学校にあいしょう農家民泊のパンフレットを送って見たらどうか。そのうえで関心を示された中学校にDVD「愛荘町農村生活体験～出会い・ふれあい・感動」がつくられていますが、それを送って見たらどうかと考えます。

一方、日野町ではホームページで「滋賀県日野町・農村生活体験」を紹介しております。愛荘町のホームページでは何も紹介していないのが現状です。もっとホームページ等をフル活用すべきだと考えますが、その予定はないかどうか、お尋ねいたします。

第2点、着ぐるみ「あしょうさん」の活動実績はどうかという点であります。「あしょうさん」のキャラクターは、幼稚園バスに描かれたり、広報あいしょうの表紙で紹介され、その表紙では「紙面の中へお散歩へ出かけます。ぜひ見つけてね。」と広報の中まで掲載されております。

しかし、着ぐるみ「あしょうさん」を10月28日の愛荘66かまど祭でも見かけませんでした。最近の活動はどうなっているのでしょうか。

彦根のホームページでは「ひこにゃん公式サイト」があり、「ひこにゃん」のプロフィール・ファンクラブ・応援寄付金・ひこにゃん特別住民票について紹介されています。また、ひこにゃんニュース・イベント情報・登場スケジュールで、「ひこにゃん」の出る日が紹介されております。

着ぐるみ「あしょうさん」の活動情報は、どこで知る事ができるのか。もっと住民にとって身近な存在となり、住民に育ててもらおうようにすべきではないかと考えますが、そのことについてお尋ねします。

今の着ぐるみ「あしょうさん」に活動してもらおうと思うと、着ぐるみだけでは行動できなく、もう1人案内人・付添人が要るのではないか。「ひこにゃん」等、他のゆるキャラのように1人で動けるようにつくり直すか、工夫すべきではないかと考えますが、そのことについても答弁を求めます。

第3点目、「明るい家庭・地域づくり推進大会での小・中学生の意見発表をより多くの町民に知っていただくために」という点でございます。11月25日に、「平成24年度明るい家庭・地域づくり推進大会」がありました。その中で愛荘町の小・中学生

の6人による意見発表がありました。どの発言も素晴らしく、愛荘町の子どもたちの意見・考えを聞く絶好の機会となったと思います。当日は、他の行事と重なったためか参加者は会場いっぱいとは言えず、少し空席も見られました。

推進大会終了後、発表された内容をもう一度知りたいと思い、開催主催者の事務局を訪ねました。録音は事務局では録っておらず、秦荘有線放送が録っておられるとのことでした。

当日、町長は公務であったのか、欠席されていました。せっかく各学校の代表者が発表されたのであるから、意見発表を記録に残し、町長にも見てもらい、事務局で保管したらどうだろうか。図書館でも閲覧できるようにしたり、各自治会に配付したらどうだろうかと考えます。そうすることによって、発表された子どもたちの明るい家庭・地域づくり推進に取り組む意見発表・考えがわかり、大変役立つものと考えます。もし、でき得るならば今までの明るい家庭・地域づくり推進大会の意見発表、録音も事務局で保存し、図書館等でも閲覧できるようにしていただきたいと考えますが、そのことについても答弁を求めたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。
〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 河村議員の1点目の少子化対策についてのご質問の1項目目、「現在の待機児童の人数とその対策はどうなっているのか」についてお答えをいたします。

愛荘町の待機児童の状況であります。平成24年4月1日現在、国の定義による待機児童は13人、10月の調査では25人となっております。全国的には少子高齢化が急速に進む中、愛荘町では賃貸住宅や新興住宅地の開発によりまして、若い世代の転入が多く、保育所の入所対象となる0歳から5歳児までの就学前児童数においても急速に増加しております。

合併初年度の平成18年度の就学前児童数は1,330人でしたが、平成24年4月現在は1,509人となりまして、18年度と比較すると179人・13.5%増となっております。加えて、景気の悪化や女性の社会進出による共働き世帯の増加、核家族化の進行などによりまして、保育ニーズは一層高まってきております。

こうした保育需要に対応するため、民間保育所に対して施設整備に対する補助を行いながら、平成22年度に定員15名増、平成24年度に20名増を行いまして、町内

6園で410名の定員としておりまして、待機児童の解消に努めてまいりました。

また、国において待機児童解消に向けた対策として、定員を超えて入所できる入所率上限が撤廃されたことから、民間保育所の協力を得ながら一定の条件を満たす中で定員を上回って入所をおねがいし、12月現在473名の児童をお預かりしていますが、保育需要に充足できない状況となっております。

今後は、就学前児童の動向や将来人口推計を見極め、つくし保育園の改築に合わせて定員規模を増やすとともに、民間保育所においても定員増員の協力を得ながら、適正な定員管理を行い、待機児童ゼロをめざしたいと考えております。

続きまして、2項目目の「保育園充実のために保育士確保の現状と対策はどうなっているのか」についてであります。つくし保育園は12月1日現在、園児68名が在籍しており、年齢別内訳は、5歳児12名、4歳児13名、3歳児15名、2歳児14名、1歳児9名、0歳児5名となっております。

各クラスを担当する保育士については、正規職員と嘱託職員の複数で配置するほか、個別支援を必要とする子どもが5名、家庭支援を必要とする子どもが11名いるため、障がい児加配保育士3名、家庭支援推進保育士1名、特別保育支援員1名を配置しております。また、68名中7割の園児が早朝保育と夕方の延長保育を受けているため、3時間パート保育士3名を配し保育にあたっております。

しかし、昨年7月から開始いたしました一時預かり保育担当嘱託保育士については、ようやく今年9月より雇用できましたが、その後11月に0歳児2名の途中入所があり、再度、保育士不足となり、現在、副園長や家庭支援推進保育士が兼務をいたしている状況でございます。

このように年度途中入所の園児も多く、その園児を受け入れることにより児童福祉施設最低基準の定数を上回りますと、その時点で保育士が必要となります。そのため、臨時的に職員募集を行っておりますが、年度途中でもあることから、嘱託職員の雇用が困難であり、やむを得ず時間短縮等の臨時職員3名や保育支援員1名を配し保育を進めているところでございます。

嘱託職員等については、愛荘町嘱託職員の任用に関する要綱に基づき雇用しておりますが、勤務条件等について検討を行っているところでありまして、湖東圏域や県町村会内自治体の状況を勘案しつつ、職員の確保に努めたいと考えております。

なお、賃金等の条件により一部の嘱託保育士が他市町や民間保育園にかわっていつ

た例はございますが、勤務時間については近隣のどの園も時間差勤務のシフト体制で実施されており、ほとんど格差がないと認識いたしております。近隣保育所の状況を調査比較し、賃金等の雇用条件の見直しを検討するなど、雇用確保に向けて努めていきます。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

○農林建設主監（山田清孝君） 愛荘町の観光PRの取り組みのついでの1点目の「農家民泊」の誘客の取り組みについてお答えいたします。

現在実施しております農家民泊の受け入れ窓口は、「あいしょう農交愛ランド協議会」が行っております。誘客の取り組みについては、長浜市から日野町までの4市6町で構成する「びわ湖近江路観光圏協議会」が、主に首都圏および九州・山陽方面の大手旅行会社を中心に誘客の宣伝活動を行っております。

平成25年度は浜松市と横須賀市の中学校からそれぞれ1校ずつが決定しており、さらに受け入れ校の獲得に力を入れたいと考えていますが、一方で、受け入れ家庭の確保も重要な課題であり、町内の家庭に呼び掛けていきたいと考えております。

昨年制作しましたDVD「愛荘町農村生活体験～出会い・ふれあい・感動」については、受け入れ家庭を募集する目的で制作したものであり、現在「あいしょう農交愛ランド協議会」で誘客宣伝のパンフレットを作成中であります。ご提案いただきました町のホームページの活用につきましては、受け入れ状況や今後の受け入れ予定を掲載していくなど活用していきたいと考えております。

次に、着ぐるみ「あしょうさん」の活動実績についてのご質問であります。愛荘町のイメージキャラクター「あしょうさん」の着ぐるみは、町のイメージアップと観光PRを目的として平成23年度に町で制作し、管理運営については町商工会に委託しております。

恒常的なPR活動の場として、「中山道宿場まつり」や「愛荘66かまど祭」に出演しております。本年度は新たに近隣市町が主催する観光イベントや湖東定住自立圏で開催されるイベント、大阪での観光キャンペーンに出演し、町の観光PRに活用しています。

あしょうさんの活動情報の発信については、住民の方々の愛着を一定得た段階で検討してまいりたいと考えております。

最後に、着ぐるみがひとりで行動できる方法についてですが、本来平面であったイメージキャラクターをできる限り忠実に立体の着ぐるみとして制作しているため、構造上、今以上に視野や動きを確保することは困難であります。また、着ぐるみに入る人の安全確保のためにも、舞台までの誘導や狭い場所での移動を介助する付添人は必要となります。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 幼稚園の充実についてお答えをさせていただきます。

平成18年10月、文部科学省による「幼児教育振興アクションプログラム」は、幼児教育の進行に関する施策を効果的に推進するため、国公立の幼稚園・認定子ども園における教育の条件整備を中心とした文部科学省の施策に関する計画を定めるとともに、地方公共団体においても取り組むことを望むという施策を示しました。

第3の基本的な考え方の中で、「教育の機会均等」「教育水準の維持・向上」という基本的な役割を果たすために、視点ごとに7つの施策があり、「希望するすべての幼児に対する充実した幼児教育の提供」の項で、「入園を希望するすべての満3～5歳児への幼児教育の機会を確保する」としています。

これを受けて、愛荘町としましても町立幼稚園の3年保育を検討していく予定をしております。具体的には、現在審議いただいている「幼児保育・幼児教育検討協議会」の答申をもとにして進めていく所存であります。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 上林忠恭君登壇〕

○生涯学習課長（上林忠恭君） 河村議員の3点目の質問で、「明るい家庭・地域づくり推進大会での小中学生の意見発表をより多くの町民に知っていただくために」の質問でございますが、11月は「子ども・若者育成支援強化月間」であり、毎年、明るい家庭・地域づくり推進大会は、教育委員会と青少年育成町民会議の共催により、PTA連絡協議会の協力を得てこの時期に開催しているものであります。

さて、小中学生の発表原稿であります。事務局では毎回控えを残しております。また、録音や記録を残し、図書館での閲覧や自治会への配布であります。現在のところは考えておりません。

青少年育成町民会議では、年1回「愛すこやか」という機関紙を発行し、年間の活

動記録を広く町民に周知されているところではありますが、毎年スペースの関係上、題名と意見発表者のお名前だけの記載にとどまっております。

本大会は毎年11月に開催し、例年大変素晴らしい意見発表をいただいております、広く町民に大会への来場を呼びかけているところでもあります。来年もぜひ多くの皆さんが直接、小中学生の生の声をお聞きいただきたいと願っているところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 再質問をさせていただきます。

簡単なことでございますけれども、待機児童の入所される方、入所については10月15日から11月8日までに申し込みなさいと。翌年の4月1日以降についても、この機会に申し込むということになりますと、なかなかやはり直面しないと、勤めているところで、自分が出産して、さあ育児して、預かったりいろいろしていても、なかなか直面してこないとわからないと言うか、預かってもらえないということ、あるいはそのことについて再度そこへ勤務しようと思うと、なかなか勤められないのが今の現状ではないだろうかと思うので、そのことについて、こういう機関が設けられているのですが、実際には困っておられる方がおられるのではないかと。私、相談された方にそのことを伝えながら先日も電話したら、もう前の職場は辞めざるを得なくなったので、また新しい場所を探しますというようなことになってしまうので、できれば相談に乗ってもらったり、あるいは職場でも時間を待ってもらえるような相談をしていただければありがたいなど。あるいはそういうことの対策はできないかということをお聞きしておきたいと思っております。

第2点、「あしょうさん」についてですけれども、実際に「あしょうさん」がどういうふうに参加されているか、どこを見てもなかなか紹介されていない。「こういうふうに参加しています」と今答弁されるけれども、どこにも、「あしょうさんページ」的な、「あしょうさん」はこんなことで出ましたよということで、こういう答弁を聞くとおっしゃるのだけれども、広報あししょうの中での紹介、あるいは何らかの紹介は必要でないだろうかと思うので、せつかく運営委託費というのを払っているわけですから、そういう部分での実績的にこういうことをしました、あるいはこんなところで出ましたよと、1枚の写真、2枚の写真とか、そういうようなことでの紹介は必要でないだろうかということをお聞きいたします。

第3点の青少年の大会のことでお尋ねしました。遠慮して私は言ったのですが、参加者は結構少なかったのだらうと思うのです。会場いっぱいにならなかったのではないかと。半分以下ではなかったかと。せっかくあれだけの大会をされるのだったら、やはり多くの方にそれを知っていただくためにも、何らかの記録とか、せっかく発表した、1人でも多くの方に発表する、あるいは知っていただくことが必要ではないだらうかと。私は当然、協議会で検討されていていいと思うのですが、それをより多くの方に知っていただくために何らかの手立てを考えるべきだと思うので、その3点について答弁を求めたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（川村節子君） 河村議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

毎年10月から11月上旬に来年度の保育所の申し込みをさせていただいておりますが、その期間が過ぎましても随時、保育所の入所申し込みは受け付けさせていただいておりますし、相談の対応もさせていただいております。

ただ、今回ご相談のあったご家庭につきましては、当初予定されていた職場復帰とまた違ったご事情があったのかなというふうに思いますが、今後ともこうしたご家庭もあると予測されておりますので、真摯に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） 商工観光課の方から、「あしょうさん」のPRということについての質問について、回答させていただきたいと思っております。

先ほど議員さんから提案のありましたPRにつきまして、町の広報紙ならびにホームページ等につきましても、こちらの方でまた検討させてもらって、できる限りPRしていった、愛されるイメージキャラクターということで対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

○教育次長（村西作雄君） 私からは、先の明るい家庭・地域推進大会の意見発表のことについての再質問にお答えをしたいと思います。

まずもって、愛知川公民館でやらせていただいた推進大会、170名程度の参加でございまして、もう少し多くの方にこれらの発表を聞いていただけるような手立ても今

後も考えていきたいと考えております。

それと、意見発表について広く住民の人に知ってもらい、私ども最初の答弁で、できるだけ当日来ていただいて、生の声を聞いていただければというような答弁をさせていただきましたが、議員も質問でおっしゃってました秦荘有線も録音されていて、昨晚も実は私も家の有線で意見発表を聞かせてもらっていたところがございます。これを町全体の防災無線で流すということについては、相当時間もかかりまじ、防災無線としての時間的な制約もございますので、困難なように考えております。

町内の小中学生のいろいろな意見、これらについては年間、人権に関する作文とか、あるいは納税協会が実施しております税に対する作文とか、そして県において「豊かな心を育む家庭づくり」に関する作文、あるいは「私の思い2012県民広場」というような県の大会、こういったものに税の作文にしても、先ほどのいろいろなコンクールについても愛荘町の小中学生は入選とかいろいろな賞をもらっております。これらについてすべてを紹介するという事は、大変困難なように思っているところがございます。そういったことでございますので、できる限り大会に参加をいただきたいと念じているところでございます。

参加者の中から意見発表についてご意見を寄せていただいておりますので、紹介をさせていただきます。子どもたちの意見発表は、とてもよかった。大人が子どもに教えられることをひしひしと感じました。「大人よ、姿勢を正せ」という指令を受けたような気分です。こういった参加者の感想もございました。

議員おっしゃるように、これらのことをすべて活字にしてというのはなかなか時間的な制約もあり無理でございますけれども、こういった会場に来ていただいて、多くの方が来ていただいて、こういった感動を感じていただければと念じているところでございます。

◇ 外川善正君

○議長（本田秀樹君） 5番、外川善正君。

〔5番 外川善正君登壇〕

○5番（外川善正君） 5番、外川善正。一般質問を行います。内容は、給食センター等の新規事業における運営について。

平成23年12月に、従来の給食方式を改め、新たに給食センターを設置し、事業を開始後、早や1年を経過しようとしています。給食センターにおいては設計段階から種々論議を重ね、また、運営面においても様々な意見を交わしながら完成の運びとなったところであります。

このような新規での事業を実施する場合は、一定の企画書とかまたは仕様書などをベースに、雇用や労務ならびに作業動線、食材の調達等運営面について給食センターの全体像が整理でき、これらの計画に基づき事業を開始するのではないかと思います。

そして、事業を開始して後、一定の期間が経過した時点で、給食センターおよび関連部門を含め当初掲げた計画に対して実態はどのようになっているか、その検証を行い、でき得ていない部分においては対策を早急に立て修正を行う、また、でき得ている部分については目標数値が適切であるのか検討するなど、これらを行うことにより事業運営に魂が入り、さらなる充実を図れることとなるのではないかと思います、次の2点についてお聞きします。

まず1点目、いつの時期に検証を行ったのか、時期と内容について見解を求めます。

2つ目、当初計画に対して実態はどのようであったか、見解を求めます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

〔教育次長 村西作雄君登壇〕

○教育次長（村西作雄君） それでは、議員ご質問の「給食センターの運営状況についての検証」、いつ、どのような内容で実施したのかということについてお答えをしたいと思います。

まず調理委託につきましては、町で示しております「調理業務仕様書」等に基づき、適正に実施し検証を行っております。

昨年12月の開設時には、労務関係で申しますと、仕様書では総括責任者・調理監督者・栄養士・安全衛生担当者・調理師・調理補助員を配置することや、その職務内容を規定しております。また、調理業務の内容では、主食・副食の調理、配缶・配送準備、残菜の回収処理、食器・食缶の洗浄・消毒、施設および調理機器の維持管理などが仕様書には規定されておまして、計画どおりに実施しているかを検証を実施したところ、労務関係では総括責任者の指導のもと、各従業員が職務に専念しており、特に問題はありませんでした。しかし、調理業務では慣れていない設備の中で作業をしなければならず、連絡調整や作業動線も無駄が多かったことから、業務当初は調理

時間が多少遅れたりしました。

このようなことから、調理をスムーズに実施し、学校に迷惑がかからないようにどうすればいいか、町と委託業者で協議をしてきたところでございます。その結果、まず、全従業員がセンターの厨房機器の操作方法などを熟知し、調理がうまく時間どおりに仕上げられる方法として、それまでは炊飯室係、下処理室係、焼物・揚物・蒸物係などに責任を持ってもらうよう固定の班長としていたものを、今年3月より6人の班長をローテーション方式とし、それぞれが責任を持って業務が遂行できるように切り替えました。

それからは、お互いが機械の操作方法や注意点などを話し合うようになり、時間どおりに調理ができ、作業効率がアップしたところであります。その後、現在までローテーション方式を採用しましてからは、調理時間や調理方法に関しまして大きなトラブルは発生しておりません。

また、日々の書類および月次報告については、所長や栄養士が確認・検証を行い、仕様書やマニュアルどおりに実施されていなければ、その都度指摘・改善し、日々検証している状況であります。特に、調理業務における衛生管理の検証につきましては、衛生管理システムに規定されております「室温 25℃以下、湿度 80%以下」を徹底して遵守をさせているほか、水蒸気や油が飛び散らないようドライ方式で調理を実施しています。

一方、配送業務に関しましては、町内を3コースに分けて3台の配送車で運行しておりまして、1台の車には運転手と助手が乗車し、学校まで安全運転を心掛け給食を届けることが仕様書でも規定されております。

また、配送記録やコンテナのチェック、配送車の点検・清掃・消毒を実施しており、その検証も実施しております。しかし、今年2月3日には3号車が石橋の踏切で線路内の積雪によりわだちが生じ、配送車が立ち往生したという事故が発生しました。スタッドレスタイヤは装着していたものの、タイヤチェーン除雪用スコップが搭載されておらず、一歩間違えれば大きな事故になりかねません。このことから、今後の対策として12月から3月までの冬季機関については、必ずタイヤチェーンやスコップを常時搭載しておくこととし、積雪量の多い場合は装着する、踏切内の走行については、一旦停止うえ、前方を安全確認し、変速せずに一気に通過する。道路状況などが悪化した場合は、会社を通じ給食センターの指示を配送車に連絡する。といったこと

を指導徹底させました。

そのほか、センター勤務者全員に定期健康診断や検便の実施報告・検証を行い、万一の場合の事故報告を求めています。

なお、年間の総括検証ですが、来年1月に開催したいと考えております。委託業者の総括責任者はもちろん、本社の管理職も交えて、年間の反省点や目標について協議したいと考えております。なお、町としましては、昨年12月から給食センター運営委員会規則を定め、献立検討部会や食育検討部会に分かれ、施設運営や給食内容の調査研究をしているところでございます。これで答弁を終わります。

○議長（本田秀樹君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） 5番、外川善正。再質問を行います。

今、教育次長からいろいろお話として聞かせていただきまして、いろいろところで努力していただいていることには敬意を表します。私は、検証というのは、先ほどの次長のお話ですと1月の上旬に実施するというのを今お聞きしまして、この質問の方が早すぎたのかなというふうに感じているところではありますが、新しい事業を行った時に検証は、ある一定の期間、1年は長すぎるのではないかなど。というのは、そこで働いておられる方、または作業動線なりの動き、そしていろいろな関連部門とのやり取りは、1年を過ぎればもう慣れっこになってしまいます。本来の姿が見えないというふうに私は考えております。

町の方がいろいろな指定団体等にチェックに行かれる時は、必ずチェック表というものを持って、そしてその所へ調査に入った時は一連の業務をすべて一度に見てしまうというのが普通のやり方ではないかと思えます。先ほど次長のお話を聞きますと、いろいろな月でチェックを行ったり、その都度行う。また、先ほどの瀧議員の質問にあった、議会の中のところでのチェック、それも含めて、それはそれでいいのかわかりませんが、できるだけ早い時期、例えば8月とかいう、そういうイレギュラーな期間を過ぎた時に、一連の、関連の部門とか、関連部門と言いますと、やはり給食センターを軸とした地産地消の形を取っていかうとした時に、各農家では作業はどうであったとか、農林振興課としての対応はどのようにして、それがどのようなメリットがあって今後発展していくのか。そういうような部門、そしてまた、小学校・中学校の生徒さんたちとの関連、そういう部分のすべてのことを一堂に会して、一定の期間が過ぎた時点で本当にこれでいいのか、無駄はないのか、無駄遣いはしていないのか、

そういうような部分をやはりチェックする必要があるのではないかというふうに私は考えます。

そこで、そういうような諸々の一連のチェック表と言うのですか、点検表というのですか、それはあったのか、なかったのか。というのは、当初計画の絵に描いた形をチェックする表があったか、なかったかです。自分が、これはどうだった、ああだったという主観でものを判断せずに、当初決めた形がそのままできてあるかというようなことをやったのか、その点をお聞きします。質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 給食センター所長。

○給食センター所長（満島徳男君） ただいまの外川議員の再質問ですけれども、検証は1年は長い、8月ごろに1回目を実施してはどうかと、そういうようなことです。施設検査と申しますのは、町がする検査と、あるいは法律に決められております給食センターそのものを検査する、衛生管理基準に則って作業ができていますのかどうか、そういうような施設検査というのが第3機関を通じまして検査をしているところでございます。

学校の方面、あるいは機関との調整をいたして、その方面からも検証を行うというように申すけれども、学校に関しましては給食の味であるとか量であるとか、そのようなことに関しまして6月にアンケートを実施しました。そのようなことで、給食の調理の内容でありますとか味・量、あるいは質というものも検証をいたしております。

そして、当初の計画でどのようなものがあって、それを検証しているかというようなことですが、日々の報告書類でありますとか月次の報告書類というのが仕様書に定められております。いちいち申しませんが、衛生関係の管理記録、これは管理基準で申します「どのように調理がなされて、どのように配送されたか」というようなことを毎日チェックしております。これは、万が一事故が起こった時にどの過程

で、例えば異物が混入したのか、どの過程でそのような、例えば何をつくるにしても、どこで何を入れたかとか、そういうようなこともチェックしておる次第でございます。そういう作業の動線でありますとか調理作業の行程表、これは毎日でございます。それは調理師あるいは栄養士が打ち合わせの中で絶えず連携して確認をしております。

そのようなことですので、検証を総括で来年の1月にするわけですがけれど

も、そのことにつきましては全体的に、先ほど議員が言われた当初計画に対して果たしてこの1年間これでよかったのかというようなことの検証、総合的な検証をやりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） 5番、外川善正。再々質問を行います。

今お聞きしたのは、ちょっと私の思いとは違うところもありますが、こういう給食センターなど何億円というお金を使う場合とか、それとまた住民の多くの方に関わる施策を実施する場合とか、そういうような大きな部分については、やはり一定の期間が済んだから検証するというのを、私はルール化していただきたい。そして、この形でいいのか、悪いのかというのをどこかで一度尋ねていただきたい。それは、常任委員会の中でも結構ですし、どの課でも結構です。自分たちだけが絵を描いた形でオッケーだというのではなくて、やはりいろいろな角度から検討できて検証できる、そういうような形を取れないのか。それは先ほど言いましたように、小さいものはその部署でやっていただけたらいいと思いますが、大きい部分についてはやはりある形の検証をしていただきたい。

ということで、その考え方に町長の見解を求めます。表題に書いていますように、「給食センター等新規事業に関わる」ですので、教育委員会にも関係するし、農林にも商工にもどこでも。だから、トップにお聞きして終わります。よろしくお願ひします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 突然のご指名ですが、指定管理者制度でモニタリング等もやっておりますし、そういった経験もありますので、そういった指標を使いながら今やっている給食センターでのチェックというのか、検証をするように、いろいろな面できるように教育委員会とも相談していきたいと思ひます。

○議長（本田秀樹君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開を3時35分からとさせていただきます。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時33分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第7号・承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第5、承認第7号 愛荘町職員の互助会に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、日程第6 承認第8号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、関連があるので一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） それでは、承認第7号ならびに承認第8号はいずれも関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

議案書の1ページでございますが、承認第7号 愛荘町職員の互助会に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ならびに議案書の3ページで承認第8号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてでございます。いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年10月1日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

改正理由につきましては、別冊の説明資料の1ページ以降をごらんいただきたいと思います。

職員の福利厚生事業等福祉の増進を図るため、県下の市町等で組織をいたしております「財団法人滋賀県市町村職員互助会」が、平成24年10月1日付けで「財団法人」から「一般財団法人」に移行登記をし、「一般財団法人滋賀県市町村職員互助会」として法人運営を開始されたことに伴いまして、関係する条例の一部を改正するものでございます。

もう一度議案書の2ページでございますが、愛荘町職員の互助会に関する条例の一部を次のように改正するというので、第6条中「財団法人滋賀県市町村職員互助会」を「一般財団法人滋賀県市町村職員互助会」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成24年10月1日から施行するものでございます。

また、議案書の4ページでございますが、愛荘町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、第32条第1項第4号中「財団法人滋賀県市町村

職員互助会」を「一般財団法人滋賀県市町村職員互助会」に改めるものでございます。

付則につきましては、この条例は平成24年10月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより承認第7号 愛荘町職員の互助会に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、承認第7号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、承認第7号 愛荘町職員の互助会に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、これを承認することに決定しました。

次に、承認第8号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、承認第8号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、承認第8号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、これを承認することに決定しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第7、承認第9号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） 承認第9号をご説明させていただきます。議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年11月16日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し承認をお願いするものでございます。

6ページでございますが、平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,524万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億794万7,000円にするものでございます。

事項別明細の6ページをお願いしたいと思います。

今回補正予算をお願いしますにつきましては、平成24年12月16日に執行されます第46回衆議院議員総選挙に伴います執行経費を計上させていただいたものでございます。

歳入でございますが、県支出金総務費委託金といたしまして、衆議院議員選挙市町村交付金1,524万1,000円の追加でございます。

10ページに移りまして歳出でございますが、総務費衆議院議員選挙費といたしまして、投開票管理者立会人報酬・職員手当等の人件費、ポスター掲示場等設置撤去委託料および備品購入費など、事務執行経費合わせまして1,524万1,000円を計上いたしましたものでございます。

11ページにつきましては、特別職の補正予算給与費明細書でございまして、職員数・報酬の増につきましては、衆議院議員総選挙執行によります投開票管理者立会人の経費によるものでございます。

次、12ページにつきましては、一般職の補正予算給与費明細書を記載させていただ

いておりまして、上段につきましては給与費等の総額、中段には職員手当の内訳、下段には給料および職員手当の増減額の明細でございまして、衆議院議員総選挙事務従事に伴います時間外勤務手当等の職員手当の増でございまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、承認第9号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、承認第9号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることについて、これを承認することに決定しました。

◎日程の変更について

○議長（本田秀樹君） 日程の変更についてお諮りいたします。議事の都合により、日程第8、議案第74号 愛荘町行政財産使用料条例の制定についてと、日程第10、議案第76号 愛荘町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の2議案を日程第20 議案第86号の次に審議することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認め、日程の変更をいたします。よって、日程第8 議案第74号、日程第10 議案第76号は、日程第20 議案第86号の次に審議をいたします。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第9、議案第75号 愛荘町暴力団排除条例の一部を改

正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 小杉善範君登壇]

○総務課長（小杉善範君） それでは、議案第75号 愛荘町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書の56ページ、別冊説明資料6ページになります。

改正の理由といたしまして、暴力団による不当な行為の防止に関する法律の一部を改正する法律が平成24年8月1日に公布され、改正による法律の条項ずれにより本条例の引用箇所について改正しようとするものであります。

議案書16ページに戻っていただきまして、愛荘町暴力団排除条例の一部を次のように改正するというので、第3条第2項中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第75号 愛荘町暴力団排除条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第11 議案第77号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

〔収納管理主監 辻 善嗣君登壇〕

○収納管理主監（辻 善嗣君） それでは、議案第77号について説明をさせていただきます。議案書は19ページ、別冊説明資料は11ページからでございます。新旧対照表につきましては、14ページ以降に詳しく記載をさせていただいております。それでは、別冊説明資料で説明をさせていただきます。11ページをお開きいただきたいと思います。

まず、今回の改正の理由でございますが、先の全員協議会でも詳しく説明をさせていただきましたとおり、国保税率の見直しにつきまして、国民健康保険運営協議会へ諮問をいたしまして、その答申を踏まえまして、平成25年度からの税率について改正をお願いするものでございます。あわせまして、東日本大震災にかかります税制上の経過措置をお願いするものでございます。

それでは、条例の改正点についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、基礎課税分いわゆる医療分と言っているのですが、これを基本に見直すことといたしております。また、資産割につきましては固定資産税との重複課税とのとらえ方が強く、最近、滋賀県下でも資産割を廃止する保険者が増加してまいりました。本町におきましても、段階的に廃止をすることとし、今回は現行税率の2分の1、半分に引き下げるものでございます。

また、後期高齢者支援金分と介護納付金分につきましては、賦課総額を変更せずに資産割の引き下げ分を、所得割の引き上げで調整をさせていただきたいと思っております。

まず、11ページの下の表の第3条から第5条の2でございますが、基礎課税分でございます。所得割を現行4.6%を6.7%に、資産割は12%を6%に、1人当たりにかかります均等割は2万1,000円を2万3,000円に、1世帯当たりにかかります平等割につきましては1万9,000円を2万1,500円に、特定世帯につきましては9,500円を1万750円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、12ページに上段の後期高齢者支援金分でございますが、第6条から第7条の3でございます。所得割は現行1.7%を1.8%に、資産割は3%を1.5%に改正し、均等割・平等割は据え置くものでございます。

次に、中段の介護納付金につきましては、第8条から第9条の3でございます。所得割は現行1.2%を1.3%に、資産割は3%を1.5%に改正し、均等割・平等割は据え置くものでございます。

下段の第21条につきましては、低所得世帯の税額を軽減する規定でございます。基礎課税分につきましては表の「改正」と記載しております縦の列の記載のとおり、均等割・平等割の軽減をする額をそれぞれ引き上げるものでございます。右割の「参考」という列には、それぞれ軽減後の額を記載しております。なお、後期恒例者支援金分・介護納付金分につきましては、均等割・平等割の額は変更しませんことから、軽減額については変更はございません。

次に13ページでございます。本年3月の地方税法の改正に伴いまして、条例の付則に「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例」という規定を加えるものでございます。災害により住めなくなった家屋が建っていた土地を譲渡された場合に、譲渡所得から3,000万円の特別控除が受けられる要件につきまして、その期限については災害の日から3年後の12月31日とされておりますが、東日本大震災による災害につきましては、7年後の12月31日までと読み替える規定を追加するものでございます。

改正付則関係でございますが、この条例は、平成24年4月1日から施行し、震災に係る規定は公布の日から施行するものでございます。

改正後の新条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国保税について適用し、24年度分までの国保税については従前の例によるものでございます。

なお、参考としまして13ページの下段には、滋賀県下で現在資産割を採用されております7市町の状況と、既に廃止されたところを記載しております。

税率につきましては、国保運営協議会の答申を尊重しつつ、繰入基準内の繰入を一気になくすのではなく、一定継続をしながら段階的に見直す中で今回の改正をお願いするものでございますので、ご理解いただき、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。議案第77号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、反対を申し上げます。

提案された税条例の一部改正は、応能割の資産割が減額されたことに対しては評価

をします。資産割というのはすなわち住居地、生活の基盤であります。同時に、生計を営むための、その所得を得る、その必要な基盤ということで、私は当然、資産割はかける必要はないという考え方を持っています。

また今回、税に対しては能力に応じて払っていただくという原則に沿って、所得の方の率を上げたということで、結果としては負担が出るということには結びつくわけですが、力のある人から当然、税はいただくという形で、そうした制度改正というか、改正が行われたという点では、一定の評価をしているところです。

しかし、本当にこうした均等割、要するに応益割の方が引き上げるということは、逆に力があるうがなかるうが、同じように引き上げられたという点では、果たして国保税そのものの収納率が高まるかどうか。逆に悪循環になって収納率が悪化するのではないかという懸念を申し上げます。

というのは、今、消費税増税等が言われて、実質2014年に消費税の増税を図ろうという案が、法律が可決されています。しかし、今現在、消費税5%を完全に社会保障財源に担保せよとブロックすればいいわけであって、それをしていないから結果としてこうした社会保障財源がなくなり、国保税に影響を与えていると。これも先だっの新聞で載っていたのですが、社会保障財源給付費は、総額は100兆円ほどだと。そのうちの50%が保険料等だと。国等の負担が21%、24%でしたか、だということです。だから、そのところがしっかりとブロックされていれば、結果としてはこうしたところに影響しない。

本町は1億円近いお金を国保財源に入れていただいているわけですが、しかし、それは国保加入者も住民税を払って、なおかつ相互扶助でそこに負担をしていると。国保の加入者も二重の税金を払っているような、そういう論法があるわけですが、同じようにやっているわけです。

しかし、所得のない人は助けていく。そうしたことの観点は今必要ではないのか。今の消費税5%、現行5%をしっかりとブロックさせることが大事であって、そのことを厳しく、要するに流用していることに厳しく批判を申し上げて、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。議案第77号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

国民健康保険は、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。国保税については、合併前から政治的判断により低く抑えられています。しかし、国民健康保険運営協議会の答申にありましたように、いつまでも一般会計からの支援による運営は好ましくないため、段階的・計画的に税率を見直すこととされ、平成19年度には「旧町ごとの税率を一本化し、概ね3年ごとの見直しが妥当」との運営協議会の意見のもと、前回は平成22年度に改正され、今回は平成25年度から税率を見直す改正案が提案されています。

長引く不況で雇用情勢も好転しない昨今、負担増の厳しさは切実ですが、一般会計からのルール外の繰入についても、一気になくしてしまうのではなく、一定継続しながら加入者の負担増をお願いされるものであります。

国保は他の特別会計と違い、本来は独立採算制で運営されるべきでありますので、本条例の改正はやむを得ないものと考え、賛成するものであります。なお、加入者への制度の周知と説明を十分に行うとともに、引き続き収納対策の強化により財源確保に努められるよう要望するものであります。議員各位におかれましても、ご理解をいただき、本議案に賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第77号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。よって、議案第77号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第12、議案第78号 愛荘町下水道条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

[農林建設主監 山田清孝君登壇]

○農林建設主監（山田清孝君） 議案第78号 愛荘町下水道条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。説明資料の20ページをご覧いただきたいと思います。

この条例を改正する理由でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる第二次一括法が平成23年8月30日に公布され、下水道の改正に係る部分については24年4月1日から施行されたところでございます。そのことから、下水道法等の一部改正により公共下水道の構造の基準上の基準について、雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準を除き、条例に委任されたものでございます。簡単に申し上げますと、各町において条例において構造上の基準を追加するものでございます。

議案書の21ページをご覧くださいと思います。愛荘町下水道条例の一部を改正する条例。愛荘町下水道条例の一部を次のように改正するというので、2条の次に次の3条を加えるとしまして、「公共下水道の構造の技術上の基準」ということで、第2条の2を追加するものでございます。

次に「排水施設の構造の技術上の基準」として、第2条の3として各号を計10号追加するものでございます。

次に「適用除外」として2条の4とし、仮設等の適用除外の文言を加えるものでございます。

付則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第78号 愛荘町下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号・議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第13 議案第79号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第14 議案第80号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更については、関連があるので一括議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 小杉善範君登壇〕

○総務課長（小杉善範君） それでは、議案第79号および議案第80号は関連がありますので、一括して説明させていただきます。議案書の23ページでございますが、議案第79号は滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の「減少」、議案書の25ページでございますが、議案第80号は「増加」、および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、ご説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、議案第79号は平成24年9月30日をもって滋賀県市町村職員退職手当組合から「愛知郡広域行政組合」が脱退すること、議案第80号は平成24年10月1日から滋賀県市町村職員退職手当組合に「愛知郡広域行政組合」が加入すること、および滋賀県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議をすることにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別冊の説明資料の24ページ以降をご覧くださいと思います。

変更の理由としましては、滋賀県消防広域化圏域計画に基づき、愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部とが平成24年10月1日に合併し、愛知郡広域行政組合の消防職員が東近江行政組合に移管されることに伴い、一旦平成24年9月30日付けをもって本組合を脱退し、翌10月1日より消防職員を除く職員により新たに愛知郡広域行政組合が本組合に加入するため、規約の変更手続きを行うものがあります。

議案書の24ページでございますが、滋賀県市町村職員退職手当組合規約の一部を次の用に改正するというので、議案第79号は、別表第1中「愛知郡広域行政組合」を削る。また、26ページの議案第80号は、別表第1中「湖北地域消防組合」の次に「愛知郡広域行政組合」を加える。いずれも付則としまして、この規約は、許可の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員退職手当組合規約の規定は、平成24年1

0月1日から適用するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより議案第79号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第79号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に議案第80号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第80号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号～議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第15 議案第81号 滋賀県自治会館管理組合理約の変更について、日程第16 議案第82号 滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについて、日程第17 議案第83号 滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについては、関連があるので一括議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） それでは、議案第81号・議案第82号および議案第83号につきましては、いずれも関連がございますので、一括してご説明させていただきます。まず、別冊の説明資料の28ページ以降をご覧くださいと思います。

滋賀県自治会館管理組合理約の解散に伴います協議ならびに規約の変更をする経緯といたしましては、昭和36年9月に日本赤十字滋賀県支部・農協3連合会および滋賀県市町村職員恩給組合が出資をしまして、大津市京町の県有地を借用し、滋賀合同ビルが建設をされました。その後、昭和43年12月1日に県内の全市町を構成団体として滋賀県自治会館の設置、管理、運営に関する事務を共同処理する目的で「滋賀県自治会館管理組合」が設立をされ、同日付けで滋賀県市町村職員恩給組合資産管理組合の区分所有が、売買により滋賀県自治会館管理組合に所有権移転をされ、現在、滋賀県町村会と12団体が入居をされております。滋賀合同ビルの老朽化に伴いまして、区分所有をする5団体のうち本組合以外の4団体が新ビルを建設する意向を示され、合同ビルは解体されることになり、組合構成団体長会議におきまして協議された結果、本組合は財産を処分し、入居団体が他の施設に移転された後に資金の清算を行い、平成25年3月31日をもって解散することとなったことから、規約の変更、組合の解散ならびに財産処分に関する協議を行うものでございます。

議案書に戻っていただきまして、27ページでございます。議案第81号 滋賀県自治会館管理組合理約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県自治会館管理組合理約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

28ページでございますが、滋賀県自治会館管理組合理約の一部を次のように改正す

るといふことで、第4章の次に次の1章を加える。第5章 組合の解散に伴う事務の承継。第13条 組合の解散があつた場合においては、野洲市がその事務を継承する。付則といたしまして、この規約は、許可の日から施行するものでございます。

次に、議案書の31ページでございますが、議案第82号 滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについて、地方自治法第288条の規定により、別紙のとおり平成25年3月31日をもって滋賀県自治会館管理組合を解散することを協議のうえ定めることにつき、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

32ページは、別紙の滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議書でございまして、記載のとおり平成25年3月31日をもって組合の解散を定めることについて、構成団体が協議するものでございます。

次に33ページでございますが、議案第83号 滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについて、滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、地方自治法第289条の規定により別紙のとおり協議のうえ定めることにつき、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次の34ページから37ページには、それぞれ別紙で記載がされてございまして、滋賀県自治会館管理組合の解散に伴います財産処分に関する協議書でございまして、記載のとおり組合の解散に伴います財産処分について定めるものでございまして、入居団体の移転、改装費および職員の処遇のための費用措置をし、その結果生じた残額はすべて組合構成団体に返還することとされまして、配分の方法は、設立時の負担金の割合によるものとするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより議案第81号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の

諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第81号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更については、原案のとおり可決に決されました。

○議長（本田秀樹君） 次に議案第82号 滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについて質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第82号 滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決に決されました。

○議長（本田秀樹君） 次に議案第83号 滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについて質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第83号 滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについては、

原案のとおり可決に決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第18、議案第84号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） 議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。議案第84号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）を説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,554万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,240万5,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の追加および変更は、第2表 債務負担行為補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

42ページをお願いしたいと思います。第2表 債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、湖東三山S I C名称変更関連工事地元負担金につきましては、地元要望によります名称変更については地元負担とされておりまして、平成25年度中の開通をめざして工事期間や国庫補助金、採択要望などから標識変更工事等について中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社と愛荘町において、工事等の業務協定を年内に締結する必要がありますことから、期間を平成25年度、限度額は2,965万4,000円。

次に、外国語指導助手（A L T）委託料につきましては、平成22年度から24年度の3年間ににつきましては派遣業務契約により実施をいたしておりますが、継続する場合につきましては3か月以上の停止期間が必要でございまして、引き続き実施するために委託契約による業者選定を行いたく、平成25年度から平成28年度までの期間で限度額は8,275万2,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

43ページにつきましては、第3表 地方債補正でございます。交付税算定によります発行可能額の確定に伴いまして、臨時財政対策債の限度額を830万円減額の5億1,170万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

事項別の 46 ページをお願いしたいと思います。まず歳入でございますが、地方特例交付金ならびに地方交付税につきましては、交付決定により減収補てん特例交付金 281 万 6,000 円の追加、普通交付税 1 億 754 万 7,000 円の追加。

民生費国庫負担金につきましては、利用者ならびに利用時間の増等に伴いまして、障害者自立支援給付費負担金 550 万円、医療費負担金 65 万円の追加。

土木費国庫補助金につきましては、事業費の追加、交付内示に伴いまして地籍調査対策費補助金 44 万 4,000 円の追加、教育費国庫補助金につきましては、発掘調査の実績によりまして遺跡発掘調査費補助金 85 万円の減額。

県支出金の民生費県負担金につきましては、利用者・利用時間の増などに伴いまして障害者自立支援給付費負担金 275 万円、医療費負担金 32 万 5,000 円の追加。

総務費県補助金につきましては、交付決定によります自治振興交付金 173 万 7,000 円の追加。消費者行政活性化交付金の追加配分に伴いまして 45 万 1,000 円の追加。民生費県補助金につきましては、介護基盤緊急整備等臨時特例基金が 1 年間延長されまして、介護基盤緊急整備補助金 503 万 5,000 円の追加。48 ページ上段の障害福祉費補助金につきましては、障害者自立支援法移行に伴います新体系定着支援事業に係ります障害者自立支援臨時特例事業補助金 375 万円の追加。農林水産業費県補助金につきましては、次世代農村丸ごと保全公共対策に係ります交付金の確定によりまして、農地・水保全管理支払推進交付金 10 万円、環境型保全農業直接支払対策補助金 175 万 7,000 円の追加。土木費県補助金につきましては、事業費の交付内示に伴います地籍調査対策事業費補助金 22 万 2,000 円の追加。教育費県補助金につきましては、発掘調査の実績によりまして遺跡発掘調査費補助金 42 万 5,000 円の減額。

繰入金 of 財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により 1 億 3,628 万円の減額、地域基盤づくり推進基金繰入金につきましては、総合行政情報システムの機器等更新事業執行見込みによりまして 5,471 万 2,000 円の減額。教育振興基金繰入金につきましても、ハーティーセンター秦荘外壁最終工事の実績により 519 万 8,000 円の減額。

繰越金につきましては、財源調整といたしまして前年度繰越金 2,430 万 5,000 円の追加。

諸収入の雑入につきましては、総務費雑入といたしまして愛のりタクシーに係ります国庫補助金の内定に伴いまして、実績按分による湖東圏域公共交通活性化協議会返

戻金 448 万 6,000 円の追加。湖東三山 S I C 名称変更に伴います標識変更負担金といたしまして、建設促進期成同盟会の 2 市 3 町からそれぞれ 100 万円の負担によります 500 万円を追加。衛生費雑入につきましては、一次医療再構築事業の採択によりまして滋賀県後期高齢者医療広域連合高齢者健康づくり基盤整備推進事業費補助金 150 万円の追加。その他雑入につきましては、先ほど議案第 83 号でお認めいただきました滋賀県自治会館管理組合の解散に伴います財産処分による資金返還金 184 万 8,000 円の追加。

町債の総務債につきましては、交付税算定によります発行可能額の確定に伴います臨時財政対策債 830 万円の減額でございます。

次の 10 ページでございますが、歳出でございますが、議会費につきましては、各種会議・出張等に伴いまして費用弁償 1 万 3,000 円、議員視察研修日程の追加等によりまして普通旅費 7 万 9,000 円の追加。需用費につきましては、議員必携改訂に伴いまして消耗品費 13 万 9,000 円、議会アンケート調査結果に係ります議会だより特別号発行によります印刷製本費が 24 万 2,000 円の追加。

総務費につきましては、臨時職員等の労働保険概算保険料決定に伴いまして雇用保険料 180 万円の減額。新たに新規職員の採用試験の町単独追加試験をいたしました部分に係ります委託料 32 万 6,000 円の追加。企画費につきましては、愛のりタクシーの利用者の増加によりまして湖東圏域公共交通活性化協議会の運営負担金 645 万 8,000 円の追加。コミュニティバス運行対策事業費補助金につきましては、湖北バス株式会社が運行いたしております路線バスの角能線に係る補助対象欠損額の減少に伴いまして 21 万 2,000 円の減額のほか、元気なまちづくり事業について自治振興交付金の交付決定による財源更正。電子計算費につきましては、総合行政統合システムの機器等更新事業ならびにコンビニ交付サービス、税証明発行、障害者総合支援法の施行に伴いますシステムの改修等の執行見込みによります電算システムの開発業務委託料 3,438 万 2,000 円を減額。備品購入費につきましても、総合行政情報システムの機器等の更新事業の執行見込みによりまして 1,471 万 2,000 円の減額。町民サービス費につきましては、地方消費者行政活性化交付金の追加に伴いまして、啓発資料等の回覧板等の作成に係ります消耗品費 45 万 1,000 円の追加。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域密着型施設の小規模多機能型居宅介護事業所にスプリンクラー等の設置が義務づけられました。既存施設の「愛荘ゆらぎ

あんどん」ならびに「じょいふるあいしょう」が整備されます。スプリンクラー・自動火災報知機等の設置補助金 503 万 5,000 円の追加。生涯福祉費につきましては、保護者の就労等により一時的な介護を行う日中一時支援事業の利用ならびに利用時間の増加によりまして、委託料 210 万円の追加。扶助費につきましては、人工血液透析治療あるいは人工関節医療費の増加によりまして、自立支援医療給付費 130 万円の追加、舗装具費につきましては、新規給付あるいは修理件数の増によりまして 300 万円の追加、あわせて自立支援法の移行に伴います利用者のサービス増、あるいはまた新体系の定着支援事業の医療事業所の増加に伴います介護給付・訓練等給付事業費 1,300 万円の追加でございます。

52 ページに移っていただきまして、児童福祉費総務費につきましては、障害児保育事業について自治振興交付金の交付決定によりまして財源更正、保育園費につきましては、育児休業承認期間の短縮の申し出によります不足ならびに新規認定に伴います扶養認定など、人件費合わせまして 91 万 1,000 円の追加。衛生費、保健衛生総務費ならびに次のページ健康増進事業費につきましては、「愛荘町の地域医療を考える検討会」設置に伴います滋賀県後期高齢者医療広域連合より高齢者健康づくり基盤推進事業費補助金の改革に伴います財源更正でございます。予防費につきましては、9 月よりポリオの定期接種ワクチンが生ポリオワクチンから不活性ワクチンに切り替えられ、11 月からはジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風等 4 種混合ワクチン接種が開始をされましたことによります予防接種業務委託料 900 万円の追加。環境衛生費につきましては、住宅用太陽光発電システム補助金交付件数の増加に伴いまして、9 月議会にも追加をお認めいただきましたが、推定以上の申請がございまして、さらに今回 25 件分・300 万円を追加して総数 115 件分とするほか、ゴミゼロ推進事業につきましては、自治振興交付金の交付決定による財源更正でございます。

農林水産業費の農業振興費につきましては、農地・水保全管理支払推進交付金ならびに環境保全型農業直接支払対策補助金の追加交付に伴いまして、臨時職員賃金 7 万 8,000 円、消耗品費 10 万 4,000 円、通信運搬費 80 万円を追加。負補交につきましては、国の経済育成支援事業といたしまして、蚊野農業組合のトラクターおよび豊満農業組合の常用管理費が事業採択をされましたことにより、集落営農条件整備事業補助金 286 万 1,000 円の減額、環境保全型農業直接支払対策事業の取り組み内容、あるいは面積の確定に伴いまして、対象農家 104 件分の直接支払交付金 226 万 7,000 円の追

加、農地費につきましては、臨時職員の雇用に伴います通勤手当 2 万 6,000 円の追加、工事請負費につきましては、山川原地区ほ場整備事業の農道舗装工事ならびに畦畔ブロック設置工事に係ります執行見込みにより 700 万円の減額でございます。

次のページの商工費商工振興費につきましては、省エネ等対象工事を対象としました住宅リフォーム促進事業受付期間終了に伴いまして、14 件分の交付決定確定によりまして、地域活性化住宅省エネ等改修事業補助金 369 万 2,000 円の減額。

土木費の河川総務費につきましては、河川管理事業について自治振興交付金の交付決定による財源更正。下水道費につきましては、下水道使用料の増額に伴いまして、下水道事業特別会計繰出金 556 万 2,000 円の減額。地籍調査費につきましては、事業費の追加交付に伴いまして香庄工区の現地調査に係る消耗品費 7 万円の追加、ならびに調査区域の拡大による調査業務の委託料 90 万円の追加。

消防費の非常備消防費につきましては、消防本部の合併に伴いまして、消防無線周波数の統合によります消防団幹部団員用の受電気および車載無線機の購入費 55 万円の追加。消防施設費につきましては、同じく合併に伴いまして旧愛知郡消防本部の消防自動車の更新の見送りあるいは人件費の精査といたしまして、愛知郡広域行政組合の負担金 1,412 万 8,000 円の減額。

教育費事務局費につきましては、新規認定に伴います職員手当 10 万 8,000 円、嘱託職員等の通勤契約区分によります通勤手当 2 万 6,000 円の追加。教育振興費につきましては、先だっつての子ども議会開催に伴います録画DVDの作成コピー料 3 万 8,000 円の追加。次のページに移っていただきまして、委託料につきましては郷土読本『わたしたちの愛荘町』の作成について、本年度に資料収集・編集を行い、平成 25 年度において印刷製本する予定でしたが、編集作業が早く完了することから前倒しをさせていただいて、学習指導要領に基づく小学校の社会科副読本として編集・印刷製本を行うため、郷土読本作成業務委託料 257 万 3,000 円の追加。防犯カメラ設置設計委託料につきましては、幼稚園・小中学校に防犯カメラを現在設置をいたしておりますが、現行の台数では死角になる箇所がございまして、事件事故を未然に防止した安心した学校生活を送れるよう、各施設全体が把握できる防犯カメラを設置するための設計委託料 105 万円の追加。工事請負費につきましては、百々町地区通学路変更に伴いまして「愛ぼうくん」の移設工事費 21 万円の追加。

小学校費の学校管理費につきましては、秦荘東小学校の暖房設備を灯油ヒーターか

らエアコンに改修によりますと電力デマンド上昇による光熱水費 45 万円の追加。および愛知川東小学校の消防設備点検の結果、非常警報装置の集中制御盤の修繕料 153 万 7,000 円の追加。教育振興費につきましては、秦荘東小学校の要保護児童等の就学援助受給者の増加によりまして扶助費 30 万円の追加。

中学校費の教育振興費につきましては、愛知中学校女子バスケットボール部および女子剣道部が中体連の秋季大会におきまして優秀な成績を収められ、県中体連より滋賀県代表としてバスケットボール部につきましては岡山県で開催される西日本バスケットボール交換大会、ならびに剣道につきましては石川県の北陸能登青少年自然の家所長杯争奪中学校剣道大会にそれぞれ出場に伴いますバス借上料 32 万 1,000 円の追加。

社会教育総務費につきましては、組織機構の改正ならびに科目更正によりまして嘱託職員等の通勤手当 11 万 9,000 円、賃金 124 万 8,000 円の減額。文化財保護費につきましては、東日本大震災に係ります復旧事業等について地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づきまして、平成 25 年 4 月から 1 年間、本町職員を岩手県大槌町に埋蔵文化財調査に従事する職員を派遣いたすことに伴いまして、代替嘱託職員の雇用によります通勤手当 2 万円、賃金 60 万 5,000 円の追加。旅費につきましては職員を大槌町へ派遣いたします職員の赴任に伴います交通費ならびに移転料 13 万 4,000 円の追加。それと開発等の減少によります遺跡発掘調査の実績に伴いまして雇用保険料 4,000 円、消耗品費 3 万 2,000 円、印刷製本費 2 万 1,000 円、手数料 6,000 円、次のページに移っていただきまして、重機等借上料 78 万 5,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

負補交につきましては、台風 17 号によりまして岩倉の軽野神社の自動火災通報装置が故障いたしまして、修理に伴いまして文化財管理補助金 5 万 4,000 円の追加。

公民館費につきましては、受付事務等、教室等の開催によるコピー使用料 3 万 9,000 円の追加。

図書館費につきましても、組織機構の改正、科目調整等によりまして愛知川図書館の嘱託職員の通勤手当 11 万 7,000 円、臨時職員の賃金 136 万 2,000 円の追加。

文化振興費につきましては、ハーティーセンター秦荘の外壁改修工事の執行残による工事請負費 519 万 8,000 円の減額。

体育施設費につきましては、中央スポーツ公園の電気・上水道代の実績見込みによる光熱水費 110 万 3,000 円の減額。

59 ページにつきましては一般職の補正予算給与費明細書を記載させていただいておりまして、上段につきましては給与費等のトータル、中段につきましては職員手当の内訳、下段には給料及び職員手当の増減額の明細でございまして、育児休業職員の復職による給料ならびに新規認定に伴います職員手当等でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時34分

再開 午後4時34分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 失礼しました。議案書の38ページの第1条でございまして、訂正をお願いしたいと思っております。「歳入歳出予算の総額に」になっておりますが、「歳入歳出予算の総額から」をお願いしたいと思っております。失礼しました。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第84号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決に決されました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第19、議案第85号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 議案第85号をご説明申し上げます。議案書60ペ

ージをお開きいただきたいと存じます。

平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,940万円とするものです。

この補正予算は、保険給付費の見込みに伴う交付金等の交付決定等によります歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

事項別明細書でご説明を申し上げます。

64ページの歳入でございますが、療養給付費交付金につきましては、退職者医療費交付金前年度分精算金による社会保障診療報酬支払基金からの追加交付89万円の追加。

前期高齢者交付金は、交付金の額決定によりまして956万円の追加。

1件80万円を超える医療費を対象とする高額医療共同事業交付金は、交付額見込等により900万円追加。1件20万円を超える医療費を対象とする保険財政共同安定化事業交付金も同様に900万円の追加。

繰越金として前年度繰越金1,255万円の追加でございます。

66ページの歳出でございますが、保険給付費の療養諸費につきましては、給付実績から年間所要額を見込み、退職被保険者療養給付費の予算不足が見込まれるため1,500万円の追加。

高額療養費につきましても、一般被保険者高額療養費が給付実績が増加したことにより1,800万円の追加。退職被保険者等高額療養費につきましても、今後の支出見込みによりまして800万円の追加。

そして67ページでございますが、後期高齢者支援金は拠出額の交付決定によりまして1,290万円の減。

前期高齢者納付金についても、決定により22万円の減。

介護納付金についても、交付決定により775万円の減でございます。

68ページでございますが、諸支出金、償還金及び加算金につきましては、平成23年度医療費の確定によりまして療養給付費等負担金、国庫分ですが、2,003万354円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金1万2,350円、特定健康診査保健指導負担金が国庫と県費それぞれ41万4,000円を返還するために、合わせまして2,087万円の追加でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第85号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第20、議案第86号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

○農林建設主監（山田清孝君） それでは、議案第86号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,818万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,358万8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。72ページの歳入から説明させていただきます。

まず、利用料の関係でございます。現年度分下水道使用料としまして4,361万3,000円の増、これにつきましては、UCC上島珈琲が今年の6月に接続し8月から使用料を徴収するものでございます。その実績に勘案しまして4,361万3,000円の増。それから過年度としまして13万7,000円の増でございます。これにつきましては愛知川地域のアパートで使用料の徴収誤りがわかりましたので、既に関係者の方々には説明

し、お詫びを申し上げたところでございますが、使用料の過年度分としまして1社・2名、5年遡って徴収をさせていただくものでございます。13万7,000円の増でございます。

繰入金につきましては、使用料等の収入増によりまして一般会計繰入金を556万2,000円減額するものでございます。

73ページの歳出に移らせていただきます。

まず総務管理費の一般管理費としまして、財源補正でございます。

次に、維持管理費の負担金補助及び交付金の関係でございますが、流域下水道維持管理負担金の関係でございますが、使用料の増に伴います維持費の負担金の増額3,442万6,000円の増。公課費としまして平成23年度の消費税及び地方消費税が確定いたしました。それに伴います精算が374万6,000円の増でございます。

次に公債費の関係でございます。利子としまして財源補正1,534万2,000円の一般財源の減でございます。

それから、償還金及び還付加算金の関係でございます。下水道使用料還付金でございますが、使用料還付金としまして1万5,000円、これにつきましては先ほども申し上げました使用料の賦課徴収の誤りによりまして、過去平成16年12月まで遡って使用料の還付をさせていただくものでございます。1件分、不足分としまして現行予算からの不足分としまして1万5,000円、ならびに使用料の還付加算金としまして1,000をお願いするものでございます。

今申し上げました使用料の徴収誤りにつきましては、マスコミに公表をしていきたいと考えております。以上、よろしくご審議くださいますとともに、お詫び申し上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第86号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（本田秀樹君） ここで暫時休憩します。
休憩 午後4時46分
再開 午後4時46分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま推薦1件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、推薦1件を日程に追加し直ちに議題とすることに決定しました。

◎推薦第1号の上程、推薦

○議長（本田秀樹君） 追加日程第1、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題にします。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、愛荘町岩倉610番地 小林由喜枝君、愛荘町東円堂1630番地 久保田秀子君、愛荘町沓掛568番地 須田 昇君、愛荘町長野2048番地 梅田千恵君、以上の方を推進したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、愛荘町岩倉610番地 小林由喜枝君、愛荘町東円堂1630番地 久保田秀子君、愛荘町沓掛568番地 須田昇君、愛荘町長野2048番地 梅田千恵君の4名を推薦することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（本田秀樹君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、12月12日から12月24日までの13日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、12月12日から12月24日までの13日間、休会することに決定しました。

再開は、12月25日（火）です。当日は、午前8時30分から議会運営委員会、午前9時30分から全員協議会、午前10時30分から本会議を再開する予定ですから、よろしくお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

延会 午後4時50分